

令和5年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和5年12月12日開会

令和5年12月12日閉会

一宮町議会

令和5年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月12日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
動議の提出	10
日程の追加	11
一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議	12
一般質問	19
篠瀬寛樹君	19
大橋照雄君	25
川城茂樹君	43
宇佐美信幸君	46
畑場博敏君	51
袴田忍君	56
藤井幸恵君	59
小関義明君	66
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	73

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
閉会の宣告	98
署名議員	99

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 12 日 （ 火 ）

令和5年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和5年12月12日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鶴	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	舩	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鶴	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課副主幹	関	谷	智	香子	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	森		常	磨	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議

日程第六	一般質問	
日程第七	承認第 1号	令和5年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第八	認定第 1号	令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第 2号	令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第 3号	令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	認定第 4号	令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十二	認定第 5号	令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十三	議案第 1号	一宮町迷惑防止条例の制定について
日程第十四	議案第 2号	一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 3号	一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について
日程第十六	議案第 4号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第十七	議案第 5号	令和5年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について
日程第十八	議案第 6号	令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第十九	議案第 7号	令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第二十	同意案第 1号	一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程の追加		
日程第五		一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

年末の大変お忙しい中、早朝よりご参集いただき誠にご苦労さまです。

日増しに寒さが厳しくなってきましたので、皆さん体調管理には十分注意をしてください。

ただいまから令和5年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、専決処分の認定1件、閉会中の継続審査でありました決算認定のほか、条例の制定1件、条例の一部改正1件、工事委託協定変更1件、和解及び損害賠償による案件が1件、補正予算3件、そのほか人事案件が1件であります。

また、一般質問は8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議会日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

2番、宇佐美信幸君、3番、藤井幸恵君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会臨時会概要報告書、議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和4年度の決算認定や条例の制定案など、合計14件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げたく存じます。

初めに、総務課所管の業務についてでございます。

町へご寄附いただきました旧プラチナシニアホーム一宮の今後の利活用について、民間業者による事業提案を5月31日から8月18日まで募集したところ、2者のご応募がありました。書類審査及び9月22日にプレゼンテーション審査を行った結果、住宅型有料老人ホームの開設をご提案いただいた、茂原市で運営実績を持つ株式会社ハッピーヘルスが優先交渉権者となりました。年明けに地域住民への説明会を実施し、その後契約を締結する予定であります。

今後、高齢者の方々が安心して暮らせるよう本施設を有効活用していただくとともに、雇用の創出、福祉の増進等、地域の活性化に結びついていくことを期待しております。

次に、防災の関係です。

さきの9月24日日曜日に津波避難訓練を実施いたしました。当日は、町民の皆様が避難の経路や所要時間を確認することで、適切な避難を行えるようにすることを目的とし、消防団や自主防災会、地元区、アマチュア無線クラブ、津波避難施設の方々など多くのご協力を得て、861名の町民の方にご参加いただきました。

また、津波避難訓練後、防災の意義、大切な人を守ることを訴えた防災啓発映画「いつか君の花明かりには」の上映と、小川光一監督の講演を行いました。

訓練にご協力いただきました関係者の皆様、そしてご参加いただきました町民の皆様には改めて感謝申し上げます。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

ふるさと応援事業についてですが、11月より新たなポータルサイトとして、ふるなびをスタートさせ、合計4つのポータルサイトと間口を拡大いたしました。また、今回さらに1つのポータルサイトを追加するための補正予算案を本議会へ上程いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

引き続き、ふるさと納税のポータルサイトの拡充と魅力的な返礼品の発掘に取り組んでまいります。

続きまして、福祉健康課の所管業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況です。

県から発表される定点医療機関当たりの患者報告数によると、県全体での状況は5類移行後のピークとなった9月3日時点での報告数28.68人と比べ、現在は1割未満の報告数、11月26日時点、2.04人となっており、小康状態が保たれています。

なお、長生保健所管内も同様の状況であり、11月26日時点の報告数は2.43人でありました。

また、ワクチン接種につきましては、11月末時点で町の皆様の総接種回数は4万2,600回を超えており、1万774人の皆様が接種をお受けになりました。現在は令和5年度末を接種期間とした初回接種と令和5年秋開始接種に取り組んでおり、いずれも医療機関で行う個別接種方式を進めているところであります。

なお、令和6年度からのワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種として位置づけられ、65歳以上の皆様を中心に季節性インフルエンザワクチンと同様に進める予定となっております。

次に、福祉事業の関係です。

地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、本年6月議会で予算措置をした住民税非課税世帯に対する1世帯3万円の給付事業であります。10月末日に受付を終了し、1,307世帯の皆様に給付を実施いたしました。

一方で、11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策には、低所得世帯に対する1世帯7万円の追加支援が盛り込まれました。これを受け、市町村においては、年内の予算化に努めることが求められており、町としましては、本定例会の補正予算案に所要額を計上しましたので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

次に、今年度末に計画期間が終了となる一宮町障害福祉計画及び一宮町障害児福祉計画がありますが、次期計画の策定に向けて11月29日に第1回一宮町障害者施策推進協議会を開催いたしました。この後、素案に対するご意見をパブリックコメントで募集するほか、町の障害者施策推進協議会や長生郡市総合支援協議会からのご意見を踏まえ、実効性のある計画を策定してまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画の策定につきましては、今後の高齢化率や、在宅・施設でのサービス給付費の推移などを見込み、65歳以上の皆様にご負担をいただく介護保険料の試算段階に入りました。この後、令和6年1月には令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員の皆様にご協議いただき、その後の3月議会では、介護保険条例の一部改正案を提案したいと

考えております。議員の皆様には、よろしくご審議くださるよう、お願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

まず、保育所関係についてですが、11月10日に締め切りました町内保育所・認定こども園の令和6年度入所、入園1次申込受付状況を、在園児数を含めてご報告いたします。

町内4か所の保育部全体の定員380人に対して325人の申込みがございました。しかし、入所希望施設及び年齢別のクラスによっては定員超過となっているため、今後、入所調整を行い、2月上旬に申込者に結果を通知する予定であります。

次に、学童保育についてですが、11月17日に締め切りました令和6年度の入所申込みは、昨年度より24人多い190人からのお申込みをいただきました。今後、審査・調整を行い、2月中旬までに申込者に結果を通知する予定であります。

また、今月には子育て支援の方向性を定める第3期子ども・子育て支援事業計画を来年度策定するためのアンケート調査を実施いたします。対象は10月1日現在、小学生以下の子供を有する約730世帯になります。

現在、アンケートの郵送に向けて準備を進めているところでありますが、今後の子育て支援に取り組むための重要な調査となりますので、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係についてです。

第42回一宮町農林商工祭を11月3日に4年ぶりに開催いたしました。町内店舗をはじめ、合計36団体の出店等があり、出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売も行われ、会場は大いに盛り上がり、コロナ禍前を超える約2,500の方にご来場いただきました。

次に、新規就農者関係ですが、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業独立支援センターと協力し、今年に入りこれまで4名の方が新規就農者として就農いたしております。さらには、トマト、ナシ、ネギの各栽培品目を希望する3名の方々が新規就農に向けて研修等を行っております。さらには、農業人フェアや就農相談イベントへの参加、農業見学・体験バスツアーなどを開催し、新規就農者の育成及び安定的な営農定着の充実に努めてまいります。

続きまして、商工関係です。

9月27日から販売が開始されたプレミアム付商品券は、大変多くの皆様にご購入いただき、販売期間が終了いたしました。使用期限は来年1月15日までとなっておりますので、引き続き

き利用促進に向けた周知活動に努めてまいります。

次に、観光関係についてですが、10月8日に第10回九十九里トライアスロンを実施いたしました。今年は約2,000名の申込みがあり、2023年中の大会において日本最大のトライアスロン大会となりました。九十九里有料道路及び一宮海岸周辺を会場としてレースを行い、フィニッシュ会場においては多くの選手から、ボランティアの皆さんの心温まる声援に励まされたと、感謝の声をいただきました。

また、昨年同様、参加者に対し町内加盟店で利用できる1,000円クーポン券を配布したところ511名の利用があり、改めてこの大会がもたらす経済効果を実感いたしました。今回も安全対策に万全を期して臨んだ結果、大きな事故もなく大会を終えることができました。

今後も町民及び全国の参加者に愛される大会になるよう、大会実行委員会の一員として努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係についてですが、今年度予定していた新設改良工事・道路維持工事のうち5件につきましては、9月発生 of 台風13号により被災した細田堰脇町道の災害復旧申請事務に時間を要したため、発注を1月中に行う予定です。

なお、細田堰脇町道の災害復旧事業につきましては、12月4日に国の災害査定を受け金額決定がされましたので、来年度の工事発注に向け準備を進めてまいります。

次に、環境関係についてですが、イノシシやアライグマといった有害鳥獣が餌を求め人里まで生息域を拡大したことにより、農作物への被害や有害鳥獣の捕獲数が増加しております。引き続き住民生活の安全や農作物を守るためにも、頻繁に出没する場所へ箱わなを設置するなど、駆除対策を行ってまいります。

また、町内において様々なマナーを遵守し、迷惑行為のない、住みやすい生活環境を構築するため、新たに一宮町迷惑防止条例を制定いたしたく、今議会に上程させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、都市整備関係ですが、ストックマネジメント計画に基づく国庫補助事業を活用した長期大規模改修事業の4年目を迎えた中央ポンプ場につきましては、千葉県下水道公社との委託協定に基づく建築の耐震耐津波補強実施設計業務、5号ポンプ長寿命化工事、中央ポンプ場耐水化工事を今年度事業として進めております。その他町発注の公共下水道台帳デジタルデータ作成、第2期雨水全体計画策定の各種業務は来年3月の完了予定となっております。

今後も町民のさらなる安心・安全な生活に資する中央ポンプ場施設の機能確保を図ってま

います。

続きまして、会計課所管の業務についてであります。

10月から各種証明書の交付手数料や施設使用料などの支払いについて、クレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済を導入いたしました。

なお、町税の納付については、スマホ決済アプリでQRコードを読み込むことで簡単に納付できますので、ご活用くださいませ。

引き続き、町民の利便性向上や公金収納事務の効率化に努めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

小中学校の行事といたしまして、東浪見小学校は10月、一宮小学校は11月に創立150周年記念事業を実施いたしました。東浪見小学校では、同校卒業生である千葉大学医学部附属病院でご活躍され、地域医療教育学の特任准教授でもあります鋪野紀好先生を講師としてお招きし、記念講演会を行いました。

一宮小学校の記念集会では、6年生が「一宮町、一宮小学校の歴史」の研究発表を、5年生が平成2年に一宮町誕生100周年記念として創られた「まちの歌」を披露するなど、各学校がそれぞれ趣向を凝らした記念事業を展開いたしました。

また、中学校では10月に、やまゆり祭が開催されました。合唱コンクールでは各学年が練習の成果を十分に発揮するとともに、吹奏楽部のすばらしい演奏も披露されました。

続きまして、物価高騰対策についてです。

令和4年度からの継続事業といたしまして、給食食材物価高騰対策支援を実施しております。令和4年度は1食当たり30円の補助でしたが、物価高騰が続いていることから、令和5年度には補助額を引き上げ、50円の補助とすることで安定した学校給食の提供に取り組んでおります。

引き続き、児童生徒が安心して学習に取り組める環境づくりを進めてまいります。

次に、社会教育関係です。

まず、秋の恒例行事、総合文化祭の関係です。

10月29日の芸能音楽祭では、新たにフラダンスなども加わり、去年より出演団体が増えて、観客と合わせて約260人が歌や踊り、吹奏楽の演奏を楽しみました。また、11月4日、5日の文化祭では絵画や陶芸、写真、工芸、書道、手芸、歴史や自然関係など様々な展示を行い、2日間で約600人が来場いたしました。今年は茶道の実演や水墨画の体験などもあり、芸術

文化に触れる機会となりました。

続いて、千葉県誕生150周年事業の関係です。

11月25日に、「加納久朗の描いた世界」と題して、中央公民館を会場にシンポジウムを開催いたしました。住宅公団総裁や県知事など、多岐にわたる業績を紹介し、現在の加納家ご当主、加納久昭氏も来賓としてお招きし、50人の皆様にご参加いただきました。

次に、成人のつどいについてですが、令和6年1月7日に20歳を迎える方を対象として、「20歳の祝典」と題して、GSSセンターで式典を開催する予定です。

続いて、町史編さん事業についてです。

現在、各分野の専門知識を有する編さん委員が町内外の調査を進めております。10月15日には第2回目の編さん会議を開催し、3月2日には町史編さん講座を予定しております。

最後に、中央公民館の整備についてです。

これまでに利用者アンケートや聞き取り調査などを行い、町民の皆様のご意見、ご要望を集めさせていただいております。

また、10月25日に開催いたしました議員説明会でのご意見を受け、検討委員会の設置に向け準備を進めているところであります。中央公民館は、耐震不足や空調設備の故障などで、利用者の皆様に大変ご不便をおかけいたしております。皆様のご意見やご要望を踏まえた上で、よりよい施設になるよう尽力してまいります。

終わりに、この定例会には承認1件、認定5件、条例案2件、協定の一部変更について1件、和解及び損害賠償について1件、補正予算案3件、同意案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎動議の提出

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 動議を提出いたします。

10月に町より示されました一宮町中央公民館建設に関する計画について、議会議員全員で構成をいたします一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会を設置し、これに付託し

て審査することを求めます。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 6番、小林正満君。

○6番(小林正満君) 6番、小林です。

ただいまの鵜沢一男議員の動議に賛成いたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 8番、小安博之君。

○8番(小安博之君) ただいまの動議の中で、特別委員会設置すべきとのことなんですけれども、なぜ今そういったものを設置すべきなのか。その必要性について伺いたいと思います。
以上です。

○議長(鵜沢清永君) ただいま7番の鵜沢一男君から、一宮町公共施設建設調査研究に関する特別委員会設置の動議が提出されました。

ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢清永君) この動議は、ほかに1人以上の賛成者がありますので、会議規則第15条により成立いたします。

ここで日程追加のため、20分程度の休憩といたします。

会議再開は9時50分。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時50分

○議長(鵜沢清永君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長(鵜沢清永君) お諮りいたします。一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置に関する動議をお手元に配付いたしました。追加日程表のとおり日程に追加し、日程第5として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、以降の

日程を繰り下げ、日程第5とすることに決定いたしました。

◎一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会設置の動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 提出理由の説明を申し上げます。

名称は、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会であります。

設置目的、一宮町公共施設建設に関する調査研究。

委員数は、全議員をもって14名といたします。

設置期間、閉会中の継続審議とし、期間は議決後1年とする。

提案理由を申し上げます。

当特別委員会は、一宮町公共施設建設全般に対する調査研究を目的とするが、第一に取り上げるべきは一宮町中央公民館の建設であります。町から示された計画では、予算規模10億円、建設の内容は現在の建物を修繕し一部増築するものであります。つまり既存の建物をリフォームして引き続き使用するという計画であります。私はこの計画を否定するものではありませんが、今日までの50年間使用した建物をリフォームして、この先50年間使用することが、これからの時代のニーズに合った公民館であることができるのかを検証する必要があると考えるからであります。これは今の時代を暮らす私たちの世代、そして子供たちの世代、孫の世代、場合によってはひ孫の世代まで使われる時代を超えて使用される公共施設であるからであります。

また、示された予算10億円が町の今後の財政計画と合致するものかも併せて検証する必要があります。それは、今後計画される給食センター並びに中学校の改修、建て替え等も考慮し、長期的な財政計画の検証を意味するものであります。

また、新たに建物を建設した場合の予算規模と、その比較検討も重要と考えます。可能であれば誰もが新築を望むことは明白であるからであります。そして、最も重要なことは、大規模な公共施設を建設する場合には、財源の多くを借入金で賄うこととなります。町民に税金として負担いただくこととなるため、これは孫、ひ孫の世代まで長きにわたり負担いただくこととなるためであります。再度検討の上、判断が必要と考えております。

私たち議会は二元代表制において、共に町民の代表である町議会議員と町長が互いに対等の立場に立ち議論を重ねながら、町の発展のために取り組むことが責務であります。この責任を果たすためにも特別委員会の設置を求め、議論の場を設ける必要があると考えます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 町長に質問させていただきたいと思います。

私は10月の説明会の際には、そのときはまさしくリフォームという形のような種類といえますか、そういう形で私は判断をしました。私は、確かにそれはアンケートも町のほうから出ました。そのアンケートを、私はそれを見ることができませんでした。それもやはりリフォームありきというような要旨で配られたということをお聞きしました。私はそのときに町長から、議員さんを全員集めて議員説明会があったときに、私もそれは一歩そこで踏みとどまるという意見を出させていただきました。私はその後、ゼロベースにする、それをちょっと耳にした経緯もございまして、そのゼロベースというのは一体何なのか。新築なのか、リフォームなのか、その辺もまだはっきり定まっていない、そういう部分であるのであれば、それなりに対応が違ってくるのではないかなと私は思っています。

町民の皆さんは、やはり新築を願っている方が多分多いと思います。でも町がそこで考えを改めて、また、いや、最初から、1点目から、それをまた検討していくというのであれば、私はそういう状況を踏まえて、この動議に関係していくかなという気はしていますけれども、町長もう一度、再度お聞きしたいんですが、これはゼロベースというのは……

○議長（鶴沢清永君） すみません、よろしいですか。この提案に関しては提案者に質疑するものであって、町長に質疑するものではないので。

○9番（袴田 忍君） ちょっと鶴沢さんのほうでいいですか。

私はゼロベースと聞いたときに、それは鶴沢さんのほうから議論いただきまして、回答いただきました。回答といいますか忠告を得たんですけれども、リフォームありきでゼロベースなんだという話をちょっと耳にしたわけなんですけど、それは鶴沢さん、そのように考えていたんでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 7番、鶴沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 10月に町から示されたリフォームの10億円の計画については、もう町から示された以上、それが今町の考えていることだと思います。ただ、説明会の後で町長から町で検討委員会を設置して町民の意見も吸い上げたいと。そこで出た意見については重く受け止めますという話がありましたので、私はこう考えます。町の提案は10億円で一部増築もありますが、リフォームで考えているんだと。ただ、議会、もしくは町民の検討委員会の意見がどうしても新築だということであれば、それは否定するものではない、そういう私は理解を持っております。それで今回の特別委員会設置の動議を出しております。それ以上は答えられません。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。再質問ありますか。

8番、小安博之君。

○8番（小安博之君） 先ほど質問するタイミングがあれで、申し訳ございません。

ただいま提案ありましたけれども、その提案者に再度質問させていただきます。

なぜその今の設置が必要なのか、再度お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 町から計画が示された以上、議論を先延ばしすること、その議論をちゅうちょすることは、町の衰退を意味すると考えております。私はそれをよしとしません。一刻も早く議論する場を設け議会の意思を示すこと、これは議会の責務と考えております。簡単に言えば、議員としての私の正義だと理解していただいて結構です。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

文章で見させていただきたいなと思ひまして、今の口頭だけの説明だと、すみません、理解が足りず、大事なことなのできちんと精査をしたいので、鵜沢一男議員が説明された設置の目的、そちらを、今、文書で頂けないでしょうか。暫時休憩していただけるなら、お願いしたいです。

○議長（鵜沢清永君） 7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 藤井幸恵議員の質問、もつともです。ただ、動議については口頭で許されております。必要であればもう一度話しますけれども、それでよろしいでしょうか。

議長、判断をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 幾つか質問があるのですけれども、事実と相違があつてはいけませんので、きちんと目視をした上で質疑をさせていただきたいのでお願いいたしました。

○議長（鵜沢清永君） それでは、ここで質問の途中ですが暫時休憩といたします。

10時10分の再開といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時09分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの3番、藤井幸恵君の質問に対する提案理由の説明をもう一度、7番、鵜沢一男君、お願いしてよろしいですか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 藤井幸恵議員の質問にお答えいたします。

動議を私が提出した理由を再度申し上げます。

名称は、一宮町公共施設建設に関する調査研究特別委員会であります。

設置の目的は、一宮町公共施設建設に関する調査研究。

委員は、全議員をもって充てますので14名であります。

期間は、閉会中の継続審議とし、期間を議決後1年間とするものであります。

提案理由を申し上げます。

当特別委員会は、一宮町の公共施設建設全般に対する調査研究を目的とするものです。ただし、第一に取り上げるべきは一宮町中央公民館の建設であります。町から示された計画では、予算規模10億円、建設内容は、現在の建物を修繕し一部増築するものであります。つまり、既存の建物をリフォームして引き続き使用する計画ということであります。私はこの計画を否定するものではありませんが、今日まで50年間使用した建物をリフォームして、この先50年間使用することが、これからの時代のニーズに合った公民館であることができるのかを検証する必要があると考えるからであります。

これは、今の時代を暮らす私たちの世代、そして子供の世代、場合によってはひ孫の世代まで使われる、時代を超えて使用される公共施設であるからであります。

また、示された予算10億円が町の今後の財政計画と合致するものかも併せて検証する必要

があります。それは、今後計画される給食センター並びに中学校の改修、建て替え等も考慮し、長期的な財政計画の検証を意味するものであります。また、新たに建物を建設した場合の予算規模と、その比較検討も重要と考えます。

可能であれば、誰もが新築を望むことは明白であります。そして、最も重要なことは、大規模な公共施設を建設する場合には、財源の多くを借入金で賄うこととなり、町民に税金として負担いただくこととなるわけであります。これは、孫、ひ孫の世代まで長きにわたり負担いただくこととなるため、再度検討の上、判断が必要と考えます。

私たち議会は、二元代表制において、共に町民の代表である町議会議員と町長が互いに対等の立場に立ち議論を重ねながら、町の発展のために取り組むことが責務であります。この責任を果たすためにも、特別委員会の設置を求め、議論の場を設けることを求めるものであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） では、提案者である鶴沢議員に2つ質問いたします。

1つは、予算10億リフォーム案というのが町の考えであるとのことですが、それは確認されてのことでしょうか。

2つ目、給食センターという言葉がありましたが、いつそれが決まったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 1番の質問から答えていきますね。

リフォームで10億ということが決まったとおっしゃいましたけれども、これについては10月25日、町長の行政報告のときもありましたが、全体会議の中で示された案であります。それはもちろん藤井議員も出席されておりましたよ。

2点目の給食センターのことですが、これは町の計画の中で今年の3月ですか、計画書を皆さんに配付されて、それについても説明がありました。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 今の再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） ①ですけれども、ゼロベースになったというのが私の認識です。多分ほかの皆さんも同じだと思います。

②ですが、給食センターは決定ではなく案として浮上しているものであり、まだ決議、審議などされていないと認識しております。文書として出せないということは、まだ荒削りな素案であり、今この議会において、その審議というのは時期尚早ではないかと感じました。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 今の質問にお答えいたします。

ゼロベースについてという見解については、それは藤井幸恵議員自身が町に対して質問すべきことであって、私が今ここで想像で答えることは差し控えます。

そして、2点目ですが、粗削りな案というか、町の事業計画を3月の議会に示されたものであって、もちろん文書で皆さん、企画書を配付されています。それ以上でもそれ以下でもありません。これから町が計画していることは事実なので、私はそうやって、あえてそう言いました。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

6番、小林正満君。

○議長（鵜沢清永君） 6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。賛成の立場から討論いたします。

50年間使用した中央公民館を新しく建て替える件での特別委員会ですが、必要と考えます。

現在の公民館を建設した時代、50年前はあの形、あの間取り、あの造り方でよかったとは思いますが、これからの公民館は将来の子供たちのため、また高齢者、障害者にも優しい施設にするために、地域住民の声をしっかりと聞いて計画を持って建設すべきと考えます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 反対がないので、また賛成の討論なんですけど、これまでも鶴沢議員とは政治的な立場が違ったり、なかなか意見が合わないことも多かったんですけど、今回の提案については賛成をしたいと思います。

その理由ですが、町の中央公民館の建設検討委員会の議事録を見せていただきました。これがちょうど第1回の6月1日から第5回の9月28日までであったので、全て読ませていただきました。内部検討のご苦勞には、非常によく分かって感謝申し上げますが、絶対命題といえますか、建設費が10億円以内、そして基本構想や基本理念、これは教育長に丸投げ、ということで実際にはこの議事録を見る限り示されていませんでした。

建設費、年々高くなるということも、これも承知しておりますけれども、これではやはりこじんまりした検討にならざるを得ない、こういうふうにこれを読んで思いました。公民館という名称にこだわらず、先ほどの公共施設の建設ということで、町民ニーズに合わせて施設づくりをする。財源も国会議員等の力も借りて、国から取れる補助金、こういったものは探してもらって、こういう検討もすべきであります。

ゼロベースからということでもありますけれども、議会としても町と並行して、それぞれの議員のつながりとか得て、生かした調査検討を進めるべき、こういった点でも先ほどの提案理由の説明にあった二元代表制を生かせる内容だというふうに思います。しかも、委員を定数14の全員で当たりたいと、これも非常にいいことだなというふうに思いました。ぜひこれは調査特別委員会をつくって、お互いに共通認識を深めて、よりよい施設づくりをしていきたいというふうに思いました。

2つ目に特別委員会、なぜ特別委員会か、これはやはり議会には2つの常任委員会ありますけれども、財政の問題や、それから教育の施設の問題とか、所管がそれぞれ違うところにかぶりますので、これは特別委員会という形で設置したほうが適当じゃないかというふうに考えて、この提案には賛成したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、一宮町公共施設建設に関する特別委員会設置の動議を採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立少数。したがって、本案は否決いたしました。

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は2点質問がございますが、1点ずつ分けさせて質問させていただきます。

まず1点目ですが、保育園・保育所の園外活動について伺います。

一宮町の小学校・中学校では、一宮町の教育課で学校に通っている子供たちの通学路を認定し、県を交えての危険箇所の一斉調査や町教育委員会、PTA、学校関係者との点検や確認を行い、適宜是正を行い、安全な通学路の確保に努めていると思います。保育園では保護者による送り迎えのため通学路はありませんが、園外活動として頻繁に散歩や遠足に出かけています。その園外活動のルートにつきましては、現状としては危険箇所や危険が及ぶ可能性がある箇所を避けてルートを決めています。また、現状のルートで危険箇所を見つたり、保護者から連絡があった場合にはルートを変えて行っております。例えば民家で犬の放し飼いやブロック塀の倒壊の可能性があれば、そこは通らないという考え方です。

保育園側から住んでいる方への是正のお願いは、なかなか行えません。言い換えれば、数少ない道の危険箇所を避けて決めているためルートは幾つもあります。また、町のほうにも危険箇所などの情報はほとんど入ってきていないと思います。ですが、現状のルートでも、民地から枝葉が生い茂っている箇所や、道端から枝草が生い茂っている箇所も多数あります。通学路の枝草刈りは町が適宜行っていますが、同様に保育園のルートでも行っていただけないでしょうか。子供たちが楽しみな散歩や遠足でありますので、毎回、毎年同じルートでは

なく、町と協力していろいろなルートをつくってあげてもらいたい。まずは保育園の遠足、散歩のルートも小中学校の通学路と同様に考えて、町、保育園、保護者を交えてルートの確保や危険箇所の是正に努めていただきたいと思います、まずは見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

町内の保育施設では、散歩や遠足等の園外活動を週1回から2回程度実施しております。コースについては各保育施設でそれぞれ幾つか設定しておりますが、篠瀬議員のご指摘のとおり、事前にルートを確認し、危険箇所や危険が及ぶ可能性のある箇所を避けて決定しております。

今後は、各保育施設長と毎年行っている会議の中で、それぞれの施設での散歩コースの現状や町内の危険箇所の情報を共有し、危険な箇所を確認した際は関係機関と協議し、改善に努めてまいります。

子供にとって散歩や遠足は、感性を育むだけでなく、集団行動や交通ルールを学ぶためにもとても大切ですので、多くのルートで安全に実施できるよう、保育施設と協力してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 答弁ありましたとおり、子供たちにとって大切な学びの場でもありますので、迅速な対応を期待いたします。

危険箇所の共有については、繰り返しになりますが、現状は危険箇所を避けてルートを決めています。ということは、避けている場所の危険箇所は町と現在、共有できていないはずで、ルート外の改善できる危険箇所は対応いただき、少しでも多くのルート確保に努めていただきたいと思います。

公共の場所はもちろんのこと、特に民地、民家での危険箇所の当事者への注意、是正案内、勧告など、一宮町のほうからしっかりと対応していただきたいと思います。そのためには、

まずは情報共有の場が一番大事ですので、通学路と同様な機会を設けていただき、そこで出た課題を各課で情報共有していただき、対応いただきたいと思うのですが、見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） ただいまの再質問にお答えいたします。

園外活動のルート外につきましても、民地、民家での危険箇所も含め、各保育施設で確認した際は、その都度、関係機関と情報を共有し適切に対応してまいります。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） じゃ、次の質問をお願いします。

○1番（篠瀬寛樹君） 2点目になります。海岸有料駐車場について伺います。

現在、海岸有料駐車場では町民は無料ですが、町外の方には4月から翌年1月までは1日500円の駐車料金を頂いております。令和4年度では町外の方の利用が年間で76%、本年11月現在では78%と多くの町外の方の利用が確認されております。この駐車場は、町の収益物件として、令和4年度は警備委託料などを差し引いて約1,600万円の収益があり、収益の中から駐車場の舗装やトイレなどの整備を行っております。

利用状況を見ますと、令和4年度では町外利用が年間6万9,925台、町内利用が2万2,096台と、計9万2,021台、本年につきましても令和4年度よりも利用客が多くなっています。町に訪れるサーファーや海水浴客などから、この駐車場は立地もよくシャワーもあり、トイレもあり、とても優良な駐車場だと思っております。夏のシーズンや土日祝日などは、朝の7時の時点で南側駐車場は満台になり、北側しか利用できない状況が連日続いております。

まずもって、現在1日の駐車料金が500円と格安過ぎると感じております。安く提供することはいいことだとは思いますが、本来、海岸駐車場は町民のための利用が大前提だと思います。一宮町に住んでくれている方への特権として利用していただきたい。しかし、現在、町の財政は厳しく数少ない収益物件であることを考えると、1日1,000円でもいいと思っております。町外の利用者が半分になったとしても同じ収益がありますし、1,000円にしたから利用台数が半分になるとも考えにくいです。収益は増え町民の利用がますます推進されると考えます。

例えば、年間同料金ではなく、7月から9月のシーズン中や土日祝日は1,000円に上げて

みるなどの方法もあり、町にとって大切な収益物件として検証が必要だと考えますが、見解を伺います。

また、この駐車場は収益の中から駐車場の舗装やトイレなどの整備を行っておりますが、本年度で2個目のトイレも造り終わり、敷地拡大の舗装などもあと数年で完了すると思えます。令和4年度では約1,600万円の収益、本年もそれ以上の収益が見込まれる中、ここでの収益は海岸駐車場だけではなく、一宮町にとって大切に使用していかなければいけないと考えますが、今後の方向性を伺います。

それと、もう一点ですが、開設日は管理人が常駐していますが、管理人システムではなく機械式システムへの変更が有意義だと考えます。以前の一般質問を見ますと、人件費や財政負担軽減の関係から同様の質問があり、当時の回答では、駐車場開設の目的にもなった車上荒らしの防止や路上駐車対策は、警備員を配置することにより解消された。自動販売機などで無人化した場合、それらの問題が再発するとの理由で見送られてきました。路上駐車は道路交通法違反で、車上荒らしは刑事事件です。犯人を捕まえるための防犯カメラの設置などで警察と一緒に対応すべき案件です。見送られる理由にはなっていないと考えますが、改めて機械式のシステムへの変更への見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、まず初めに駐車料金の値上げについてですが、一宮海岸は年間を通じて良質な波が打ち寄せることから、多くのサーファーに親しまれていることに加え、東京2020オリンピックサーフィン競技大会開催による知名度の向上や、海岸の利用促進を図るための駐車場やシャワー、公衆トイレの整備、さらにはヤシの木の植栽やベンチ設置などにより、多くのサーファーや観光客が訪れ、その数は年々増加しております。

しかしその一方で、近年の物価高騰による駐車場維持管理費や施設整備に要する費用は増加傾向となっております。こうした中で、今後も一宮海岸全体の利便性の向上を目指し、計画的かつ持続的に整備を実施していくためには、料金改定は必要だと感じております。しかし、著しい値上げは集客率や地域経済への還元率低下などが懸念されることから、昨今の社会情勢の変化や民間駐車場との利用料の均衡を図りながら、今後の駐車料金について検討してまいりたいと思えます。

次に、収益の活用についてですが、有料駐車場の収益は特定財源であり、その用途は一宮

海岸の整備に要する経費に充てることと定められております。このため、今後も訪れた利用者が快適に楽しめるよう、駐車場の未舗装部分の整備や新たな公衆トイレの設置などを行い、駐車場の利用促進に努めてまいりたいと思います。

続いて、有料駐車場の機械システムの導入についてですが、これまでも導入は検討されていましたが、システム開発費用や車上荒らしの防止、また路上駐車対策等の問題などの理由から見送られてきました。そのほかにも、駐車場利用者の対応においても、住民登録がある方や障害をお持ちの方、さらには漁業関係者や波状況の確認による一時的な駐車場利用者への対応など様々であり、駐車場の管理運営は多様化しております。そのため、これらの要因を解消できるシステムの構築、導入を推進するには多額の初期投資や維持更新費用と多大な開発時間を要します。

また、警備員の業務でございますけれども、こちらは使用料の徴収業務だけでなく、出入口での車の誘導や定期的な巡回による不審者や不審物の確認、さらには遺失物の対応など事故やトラブルを防止し、駐車場内の安全を図っております。そのため、機械システムのみでの管理運営では難しい状況となっております。

これらの状況を踏まえ、当面の間は現在の人的な警備業務を継続しながらも、今後の機械式システム導入に向け調査分析を進めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） まずもって、まずは値上げについて答弁ありました。人件費、物価、資材、光熱水費など高騰は著しく、千葉県での公共工事での人件費は昨年4月と本年4月では平均で7%上昇しており、物価、資材、光熱水費も同様に上昇しております。料金改定は必要と感じながら、著しい値上げは利用者の減少につながるという答弁も分かりますが、このような状況の中、1,000円とはいかなくても、近隣の駐車場を鑑みて800円や、シーズンによる変更料金制を導入すべきかと思っております。

また、視点を変えてお話しすると、一宮町で一番の立地にある町の有料駐車場が安過ぎると、同種の事業を行う民間部門との間で公正な競争が確保されず、民間の事業者が不利な競争を強いられる状態になっています。その点も踏まえつつ、再度料金の値上げについて見解を伺います。

次に、収益の活用については、特定財源なので一宮海岸の整備に要する費用に限られるとありましたが、それであるならば、駐車場利用者用のトイレやシャワー、舗装整備のみではなく、町民や子供連れ、観光客が遊びに行きやすいよう、駐車場内に子供が遊べる広場や遊具等の環境整備も含めて、駐車場利用者を長期的に増やすことを考えるべきかと思いますが、見解を伺います。

最後に、機械システムについてですが、「管理人のほうがメリットが多い」と、答弁内容が以前と考え方が変わっていないようですが、一宮町にはほかにもたくさん駐車場を持っています。管理人がいるのはここだけです。それでしたら、釣ヶ崎海岸やGSSセンターの駐車場も同じ問題を抱えているはずですが、管理人はいません。

私は、車番認識カメラ併用の料金回収の導入を検討すべきと考えます。車のナンバーを事前登録すれば、自動でバーが開くというものです。登録制にすることで、漁業関係者や町民、障害手帳をお持ちの無料利用の車両を識別でき、車から降りなくても大丈夫なので、渋滞緩和やスムーズな入退場などのメリットもあります。初期導入費用も、私確認しましたら、南北2か所で1,200万円ほどで対応可能でした。年間の委託料、1年で結構かかっていると思います。カメラで録画もできますので防犯対策にもつながりますし、駐車違反の警察との対応も録画でできます。答弁ありましたが、そもそも駐車場内の事故やトラブル、遺失物は警察対応で、ほかの行政の駐車場を見ても「関与しません」と貼り紙があります。

以上のことを踏まえて、改めて見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

まず、料金の値上げについてですが、先ほども答弁させていただきましたが、物価高騰が加速する中、この駐車場の維持管理や施設整備に要する費用の増加は避けられず、それに見合った料金の見直しの検討は必要と考えております。そのため、周辺駐車場の状況や、先ほど議員からも提案があったことを参考にしながら、駐車場料金について検討してまいりたいと思います。

続いて、今後の整備についてですが、海岸の環境整備をする中で海岸の魅力向上につなげることが重要と考えております。今後、駐車場整備に加えまして、利用する様々な人たちが楽しめるような整備を行い、魅力ある海岸づくりを推進してまいりたいと思います。

最後に、機械システムの導入についてですが、議員からの提案のありましたシステム、こちらも含めまして、今後、導入について検討してまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

議長、私、大きな題目で5つありまして、時間がかかなり切羽詰まりそうなので、効率よくやっていきたいと思っておりますので、執行部のほうもぜひご協力をお願いします。

まず1番目、リアライズについて伺います。

今現在、国のほうでは大臣たちが、キックバックのお金がどうのこうのということで大騒ぎしておりますが、一宮町でも、このリアライズはお金の流れがおかしいというところがありまして、会計検査院が入っているということまでは報告しておりますが、その後どうなっているのだという気持ちのある町民の方も何名もいらっしゃいますので、ここでもう一度、その経緯等を説明したいと思います。

私は、議会を含め、町民の皆様へ何度も警鐘を鳴らし報告してまいりましたが、リアライズの多くの疑惑を背景とした資金の流れを含め、会計検査院が令和4年度より調査を開始し、現在も調査は進行中であるとの報告が令和5年10月にありました。ここで一言、議員は町民の代弁者であることから、町長は質問事項には町民への誠意を持った答弁を求めます。

なお、議会で町長に代わって職員の答弁がある場合がありますが、これは町長の答弁と受け止めてまいりますので、ご了承ください。

この問題の経緯をおさらいすると、リアライズは開業直後より4期連続赤字、3期連続債務超過を理由に、町民の税金から成る持株310万円を、町民に説明もなく、東京で不動産会社を個人経営している馬場氏側へ無償で譲渡しております。この無償譲渡について、令和3年第1回定例会における議題の説明で、馬淵町長は、リアライズの株式の無償譲渡は、議決

が否決になった場合は交付金の返還を求められるなどと恫喝的な内容を議員に対して発言し、可決に持ち込みました。そして、私が議会で繰り返し質問しておりますが、結果は令和3年第4回定例会で回答済みであり、議員に対する恫喝ではありませんなどと、本質とかけ離れた曖昧な答弁を繰り返すばかりで、町民への誠意ある回答は一度もなく、議会制民主主義における回答としては不十分です。簡単に説明しますと、無償譲渡しないと町に損害が出るよ、国のお金と町の株をひっくるめて無償で譲渡しなさいという口車に乗せられたということになります。

ここで町民の皆様へお知らせします。これらの結果、町民の血税310万円と国からの地方創生交付金6,000万円近くが泡と消えました。これも町民の血税です。この6,000万円とは、リアライズの関連事業費です。現状はサテライトオフィスSUZUMINEからの家賃収益もあるんですが、町には入らず馬場氏側への収入となりました。口車に乗せられた挙げ句の果てがこれです。

また、馬淵町長は、東京に本社を置くリアライズ社長の馬場氏側から恫喝される事態になったのかの説明はありません。

そこで質問1番目、なぜ議員に対してこのような発言になったのか説明ください。実際のところ、町は議会において、度々内閣と連絡を取りながら進めていると、虚偽のような答弁をしていますが、町と内閣府は直接のやり取りは手続上できません。これは確認済みです。

そこで、2番目の質問、手続上できないが、ルールを破ってやったのでしょうか。そして町に損害を与えたんですか。町長、お答えください。

今回、SUZUMINEを造る際の市街地調査書の支払い明細書を私が令和5年10月11日に開示請求しました。同月の20日に文書不存在との理由で開示されませんでした。市街地調査費の1,000万円弱はどこに消えたのか、これは大いに問題があります。この時点のリアライズ監査役は馬淵町長でした。文書不存在はあり得ません。今回の開示請求で、町民財産に対するずさんな管理が判明しました。財産管理を怠る事実があることが証明されました。虚偽答弁は地方公務員法違反です。失職の場合もあることをご注意ください。

3番目の質問になります。リアライズに関する文書不存在はこれで2回目です。前はあったにもかかわらず、ないとしておいて後で出てきました。本当に文書はないんですか、再度お尋ねします。そしてないとすれば、またこれは職務怠慢ということになります。ここについても町長のお答えをお願いします。

以上、3点お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員のご質問にお答えします。

まず1点目でございますが、これは再度、同じ回答となりますが、令和3年第4回定例議会において、大橋議員のご質問にお答えしたとおり、議員に対しての恫喝には当たりません。

2点目のご質問ですが、度々内閣府と連絡を取りながら、必要に応じて事務のほうを進めてきた、議会でそういった発言をしているが、町の発言は虚偽とならないのかのご質問にお答えします。

令和4年の第1回定例会で大橋議員のご質問にお答えしたとおり、虚偽ではございません。

続きまして、3点目の開示請求のご質問でございますが、大橋議員からの文書開示請求に対して、町からの回答が文書不存在という回答をしましたが、これが誤りではないのかのご質問についてですが、誤りはございません。

また、その文書不存在が町民の財産を町が怠ったとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問といえますか、内容の確認ですね。まず、1番目の質問に対して、このような発言にどうしてなったのかということに対して答えていませんね。これは明らかに恫喝に当たる、こういうふうに言われた場合、いや、賛成しなきゃいけないんじゃないかという思いになっちゃう人はかなり出ると思います。これは私は恫喝だというふうに断定させていただきます。

2番目、ルールを破ってやったんですかという質問をしています。だから、そうなんですというふうに答えたということによろしいんですかね。

3番目、文書不存在が2度目ですと、最初的时候は文書はあったにもかかわらず、ないですと答えて、後で出てきたんです。だから、そういうことは本当はないんですかということを確認しています。再度これについては答えてください。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、再質問にお答えいたします。

1点目のところは、うちのほうとその意見の相違があるというふうに理解しておりますので、回答は最初にお答えしたとおりでございます。

2点目、開示に当たりましては、行政文書不存在との回答をしたことはありますが、存在する文書については不存在と回答してはございません。今回、2回の請求が1回目と2回目の請求で請求内容、同じ請求であれば文書不存在とはならないため、そのこの質問については否定させていただきます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 全然答えになっていないので、3番目の文書は違う文書を請求しているんですよ。だから、その文書がないという返事が出ているので、その前には違う文書を請求したら、それはありませんと、そういう答えが出てきて、それで私どものスタッフが内閣府に行ったら、その文書があった。この文書どこから出したんですかと言ったら、町から出ている。そして、その話をしたら、今度出してきたんですよ。そういうふうにごそをつくんですよ、この町はね。だから私はこういうところを強く求めているんです。うそつきなんですよ。だからもうこれ以上、組織の話してもらちが明かないので次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問にいきます。

2番目、防災について、度々私はこれも質問しています。

非常に防災に関して町長の姿勢がおかしい。だから防災の仕事なんて0.1%しか起こらないものだから、こんなものに特化して仕事をするんじゃないよと、そういうような内容の答弁が以前ありました。それで、私は非常にこれは町として一番の仕事だと思っていますので、この見解が全然違ふと。そして、一つずつ内容を詰めていかなきゃいけないと思ひまして、前回の9月議会でも質問しました。時間の都合でちょっと最後まで質問できなかったもので、ここで前の部分をちょっと残してありますので、その経過を発表してから次に移ります。

前回は、町民の方が、情報が届かないと、そういう方がいますので、町のほうで情報は届いたかどうか確認してくださいねと、やってくださいという話をしました。ところが、その回答が、答弁書がありましたので、自分たちではやりませんと。民生委員とかケアマネさん

たちをお願いするのを検討しますと。それから、議員の方も、もしそんな情報があったら、ほかにも情報を収集する方法があるから、それを説明してやってよと。それでも分からなかったら、総務課の担当のところ連絡くださいよ。そういう内容で答弁書はなっていました。それをまずここで前回の分を説明します。

引き続きまして、今回は3つの角度からまた質問します。

まず、先ほども申し上げましたが、町長は0.1%の確率でしか仕事がないから、それを特化した仕事をしちやいけないよというような内容の答弁を以前していました。この防災というものは町民の命を守る最重要の施政なので、これを重視しなければ、何のための行政だということになっちゃいますので、これについて非常に問題点だと。非常に悪い印象を持っているので、まず質問1、町では毎年何度か避難所を開設しなければならないような災害が最近発生しておりますが、そのとき避難された方々から意見や要望を聞くアンケートなどを取りましたか。そして、それにはどのような声が寄せられていたのか説明願います。

2番目、防災避難施設や避難道路に関する予算をはじめとする具体策の説明をしてください。

3番目、GSSセンターは町一番の規模の避難所であるが、建築後30年近くたち大規模な改修が必要な時期に来ている。さらに、近年は猛暑、厳冬と、避難所にも自然の猛威が襲うが、GSSには冷暖房が整備されていない。二次災害の危険が心配される。さらに、ベッド、間仕切り、トイレ等の設備にも懸念が示される。これらに対し町として今後どのように対応するか、真摯に答えてほしい。

以上、3つ質問します。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 答弁の前に、先ほどの質問の中でも、これまで町長が0.1%の確率でしか災害は起こらないというようなことをおっしゃっているということで、大橋議員さんからお話ございましたが、多分これは令和3年第2回議会での町長の発言のことをおっしゃられているかと思いますが、この際は、命を守るということは平時の暮らしを守るという業務も重要でありまして、災害時のみに焦点を合わせた人員配置は難しく、バランスが重要ということで申し上げたもので、災害が0.1%の確率でしか起こらないということは発言されていないと思います。これは当時の議会の会議録を読んでもいただければ、ご理解いただけ

るかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1点目の避難所のアンケートについてお答えいたします。

避難者があった災害は昨年度はなく、今年度は9月8日の台風13号に伴う風雨等の災害によるものでございました。しかしながら、災害の対応下であることから、その際にアンケートなどは行っておりません。

また、以前、避難所担当者からの報告で避難された方の要望が多かったものとして、携帯電話の充電がありましたので、これにつきましては多機種携帯電話対応型充電器を用意し、対応をいたしております。

2点目の避難道路等につきましては、以前議会で回答させていただいたとおり、避難道路に特化した整備ではございませんが、避難や緊急物資の輸送においても重要な役割を担う海側の県道飯岡一宮線と山側の国道128号線をつなぐ町道1-7号線を国の交付金を活用して整備を進めております。こちらの予算につきましては、平成24年度から令和5年度で合計3億1,000万円をかけておまして、引き続き早期完成に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

また、6月補正に計上させていただきましたが、1-11号線、こちらも町を東西に走る主要道路線でございます。避難においても重要となる路線ですが、一部狭隘部分があり相互通行に支障がありますので、拡幅に向けた測量経費543万円を追加して対応を進めているところでございます。

防災避難施設につきましては施設整備の費用ではございませんが、例えば防災関係備品は令和4年度決算では24万6,240円でしたが、令和5年度は約370万円を計上し、本年度ハザードマップ作成に550万円、避難施設の案内看板作成に約140万円と、防災対策の強化を図っております。

3点目のGSSセンターにつきましては、中央公民館の整備以降に大規模改修を予定しております。冷暖房設備につきましては、近年の気候変動等を勘案した中では検討する必要性もあるものと思っております。現在は会議室に冷暖房がございますので、要配慮者等につきましては、そちらで対応しております。

また、ベッドにつきましては、段ボールベッドを要配慮者対応用に用意しており、間仕切りにつきましては、段ボールパーティションを十分な数を用意してございます。トイレにつきましては、GSSセンター内のトイレの洋式化は完了されており、水等が使用できない緊急時に備え、携帯トイレやビニール袋と凝固剤を使用する非常用トイレの整備を進めており、

今後も計画的に増強してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいま答弁を承りました。

まず、1番目の点なんですけれども、以前、総務課長からフェーズフリーという方法について答弁がありました。この方法を使うと馬淵町長でも対応できるような方法になるんじゃないかと、そう考えております。これをぜひ取り入れて今後活用してもらいたい。どういう方法かといいますと、平時から災害に備えたものを用意したり、あるいは行動を取ったりすることを行うという方法です。これは、私は以前、いすみ市のほうで勉強して、その知識があったものですから、これをぜひ一宮町も取り入れてほしいなど、そういうことで要求をいたしますので、ぜひ検討してください。

2点目につきましては、いろいろ設備のことについてお答えがありました。まずハザードマップ、これいつ頃できるんですかね。まだできていませんよね。長生村はもう既にできていて、私見ているんですが、どういうあれでこんな狂っちゃうのか、それをちょっと説明をお願いします。

それから、まずこの冷暖房とかパーティションとか段ボールベッドなんかについては、要支援者については、要配慮者については用意ができています。だけれども、これ二次災害って、要支援者とか要配慮者とか、そういう人だけじゃなくて、全部の人がこれ二次災害というのは起こり得るので、この対応ですと非常に不十分なので、その辺を十分考えを持って対応してほしい。

そして、資金面とか、そういうものも多分おっしゃるんでしょうが、私もいろんな方々の知恵をもらった結果、いろんなところに補助金とかなんとかは見つかりました。後でまたご説明しますが、したがって、もうちょっと真剣になって、そういう補助金も見つけてほしい。これが私の要求でございます。

じゃ、その点をもうちょっとお答えください。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 1点目、再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、1点目にありましたフェーズフリーは、ちょっと今回の1点目の質問と関連がどう直接来るのかはあれなんです、せっかくのご質問ですので一応お答えさせていただきますが、フェーズフリーにつきましては、先ほど大橋議員さんのご質問にありましたように、ふだん日常で使っているものが災害時にそのまま使えるというようなことを表した言葉であると思って承しております。町では、公用車のほうにハイブリッド車の購入とか非常時に電源確保、そういうものを使えるようにしております。

また、町民の皆様におきましては、地球温暖化対策としまして、環境に配慮した家庭用太陽光発電設備等の助成も町では予算の範囲内で行っておりますので、停電時には有効な活用になるものではないかと思っております。

また、防災意識の向上のために、今、2か月に1度、町の広報のほうに防災特集記事を掲載しておりますので、そうした中でも引き続き町民の皆様にはご案内をしていければと思います。

また、ハザードマップにつきましては、今現在、町にハザードマップがございます。ただ、今町が今年度予算化計上しているものは、L2に備えたハザードマップ、その次の段階のものでございます。最新のものに対応するものでありまして、こちらにつきましては今年度末で新たにできる予定でございます。既存のハザードマップは既にごございます。

それから、要配慮者に特化したということで、これにつきましても順次、また備えは計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 長生村のやつもたしか新しいやつでしたよ。それと、フェーズフリーという方式は、ふだんから心がけていれば、災害のときに使える情報なので、ぜひ町で町民に対しても指導したりする、そういうことをぜひやってもらいたい。それを私は強く要望します。それでこの質問を終わりにします。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次に3番目、これまた非常に大きな命に関わる問題です。高齢者に心優しく尊厳のある町政対応をお願いします。

ある高齢の方から、私は今年から人工透析を週3回受けている。通院と透析の自己負担はないが院内の移動に介助が必要で、有料の介助支援を受けている。1回5,000円かかります。週3回通っているので1万5,000円、月では6万円以上にもなっちゃう。これは年金よりも高額で生活苦になっている。行政は何とか助けてくれないだろうかという悲痛なお声がありました。

そこで、こうした高齢者に対する院内介助について、町からの助成を検討する必要があると考えるが、町の見解を求める。

以上。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

現在、高齢者を支える福祉制度として介護保険制度が定着しておりますが、院内介助に特化した支援メニューはなく、病院内は医療保険の範囲であり、院内介助は原則として病院のスタッフが行うべきものとされております。しかしながら、人員確保の関係などから院内介助を提供することができない病院もあり、この場合、介助を要する方は当事者負担により外部の事業所からヘルパーの派遣を受け受診することとなります。

こうした中、ご質問の案件は必要不可欠な通院によるもので、院内介助の費用が負担となり生活に困窮しているとのことであります。当事者から収入の状況や扶養者の有無など詳しく確認する必要があると思いますが、現行制度では生活保護の受給をご検討いただくことが考えられます。必要に応じて当課までご相談いただければと思います。

なお、院内介助に対する町独自の費用助成につきましては、財政負担や他の自治体での取組状況などを十分に調査した上で検討したいと考えます。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） では、再度質問させていただきます。

今の答弁からいきますと、今のところ町の施策はないよと。ほかの市町村の状況を見ながら検討しますということで回答になっていると思います。そして、もし急ぐなら生活保護を

受けたらどうだということも言っていましたね。要するに、これは町としては、取りあえず今はやる気ないよと、そういう意味に聞こえます。その辺を確認しますので、町としては今のところそれだけ積極的にやる気がないということによろしいでしょうか。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、町で現行制度での助成制度はございませんので、まずは他の自治体での取組状況などを十分に調査した上で、町が現在抱える他の懸案事業の財政負担などを考慮しつつ、令和6年度中には方向づけができるよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） こういう方はそんなに多くいないと思うんですね。だからもし命を大切に思うなら、ぜひ町が積極的に、取りあえず町がやっておいて、後で国のほうのやつをやるというぐらいの気概が私は町政には必要だな、それが血の通った行政だと私は思います。次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 中央公民館の改修の話、先ほど動議が出ておりましたので、重複するところもあるかもしれませんが、50年先を見据え町民にとって有効な建物にしていきたい。社会教育、文化交流、災害時避難施設などを兼ね備えた多目的な施設が最近では各市町村に造られています。こうした状況を背景に、町としてどのような考えを持って公民館の改修に挑むのか、次の3点を伺います。

まず1点、町長は議員説明会で建設検討委員会の設置を約束しました。そのスケジュールの説明を求めます。

2つ目、社会教育、文化施設、災害時避難施設としての改修のコンセプトと公民館の主要方針の説明を求めます。

質問3、何人かの町民や防災関係者に伺ったところ、中央公民館は津波避難所としての活用を考えた場合、今の場所での改修ではいいのかとの意見が多く出されました。町はこのような指摘をどう考えているのか伺います。

以上。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの中央公民館整備に関するご質問にお答えいたします。

まず、1点目の検討委員会のスケジュールについてです。

中央公民館の整備方針につきましては、10月25日に開催いたしました議員説明会でもご説明しましたとおり、現施設のリフォームプラス増築案が概算事業費約9億円、新築案が概算事業費約13億円となります。新築を選択した場合、今後、控えている施設整備が遅れる可能性があること。そして、現公民館の耐震性の問題と空調設備の故障により利用者の皆様に大変なご不便をおかけしていることから、早急に事業に取りかかる必要があると考え、リフォームプラス増築案が現実的であろうという町の考え方をお示しいたしました。

そこで、多くの議員の皆様から検討委員会を設置して議論すべきとのご意見をいただき、現在、検討委員会の設置に向け準備を進めているところでございます。現段階で検討委員会に係るスケジュールは未定ですが、当初予定しておりました今年度中の基本構想、基本計画の策定、また来年度予定しておりました測量、設計などのスケジュールは遅れざるを得ないと考えております。

次に、2点目の施設のコンセプト、使用方針についてですけれども、こちらは今後策定する基本構想、基本計画の中で、検討委員会のご意見やアンケート結果を踏まえてお示ししてまいります。

次に、3点目の津波避難所として考えた場合、今の場所でのいいのかというご質問についてですけれども、これまでも中央公民館は原則として津波発生時の避難所として位置づけておりませんので、利用者の利便性などを勘案すると、現在の場所が最も適していると考えております。

しかしながら、風水害時には避難所として大きな役割を果たすこととなりますので、どのような防災機能を備えるかは、防災部局と十分協議した上で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁は承りました。

まず1点目、予算が概算で9億となっていますけれども、これ10億という話も出ていますけれども、いずれにしても予算の都合上は非常に前面に出てきていますので、これに関して補助金とか、そういうものはどのくらいあるのだろうか、その調査で金額がかなり変わると思うんですが、この10億円プラス補助金等、相当な金額を見込むのであれば、かなりのことができるだろうし、この中に全部ひっくるめてこうなっちゃうのであれば、かなりのことができないと。その辺を十分考慮して補助金などを一生懸命探してくれているかどうかお聞きしたい。

それと、検討委員会をまだ、どういうふうにするかと、そういうあれが全然スケジュール的に決まっていないということですが、これが決まらなると次に進みませんよという説明があるんですが、これだともう説明会から1か月半ぐらいになるんですが、まだこの検討委員会がどうなるか決まっていない。これだとかなり先に延びますよね。だから、そうしたら急いでやる必要がないということも、何かこの説明の中に出てきちゃうような気がするんですが、その辺の検討委員会の目星そのものはどうするのか、再度お願いしたい、説明を。

3点目なんですけど、この間の私の津波避難の避難所の質問をしたところ、一宮町は600人という答えがたしか出ていました。それで、その中でG S Sセンターは多分200人ぐらいは最低でも見ているんじゃないかと思うんですが、G S Sセンターはエアコンも入っていないし、それから崖崩れが起こる想定地域になったので、ここは使用不可ということのある会議で、たしか町の方がおっしゃっていたと。資料は後で、もし出せと言うのであれば出します。そういうことで、G S Sセンターが当てにならないとなると、絶対に津波に対する避難所が足りない。だから非常に問題が大きいんじゃないか、これも防災の姿勢が問われる内容になっています。

そして、参考資料として一つ、私、今述べますが、船橋市で体育館にエアコンをつける、こういう事業をやります。それで約23億円を使うんですが、その中で緊急防災・減災事業債というものを使って事業をやりますと。これは新聞説明によりますと、返済の7割は国の交

付税が充てられる、こういう内容です。これは検討しなかったんでしょうか。防災に関する部分で使えばこういうものは使えますよと、そういう案内が新聞に載っていました。ほかの議員さんから資料を頂きまして、ほかにもまた別の使い方の資料があるんです。そういうことを十分調べて、町のために最善のことをやっていただくのが、私は町の行政だと思っています。したがって、これが表に出てこないということが非常に私は大きな問題だと、そう思っております。その辺はちゃんと一応検討した資料の中に入っていたんですか、ぜひその説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の補助金、交付金を探しているのかというようなご質問だったと思いますけれども、こちらも議員説明会でもご説明しましたが、現在のところ耐震補強などの部分的な補助金しか確認できておりません。今後も引き続き、どのような補助金などがあるか、調査してまいりたいと考えております。

次の検討委員会がいつできるんだというような再質問、検討委員会は早く設置するにこしたことはないと思っておりますけれども、設置するに当たりまして、こういった方を検討委員会、どうするのかと、人選ですね。また、そこら辺も人選するに当たって、例えば各団体に推薦をすると。そういったところでもまた推薦を上げてもらうのに、また日数を要したり、あるいは検討委員会のみならず住民参加の方法、多くのことをまた整理した中で、この検討委員会を進めていかななくてはなりませんので、なるべく早くは進めていきたいと思っておりますけれども、現在はそういう状況でございます。

3点目のGSSセンターですかね。津波の避難所として今度新しくできる公民館を使ったらどうだ、GSSセンターがこういう状況なので使ったらどうかというようなご質問でよろしいですか。

先ほどと重複しますがけれども、現在も津波発生時の避難所には公民館はしておりませんので、今後の位置づけはどのようになるか、今の段階で私のほうからは回答しかねますということです。

それとあと、船橋市の体育館のエアコンで緊急防災・減災事業債を使っているのですが、こういった事業を活用しろというようなお話だと思っておりますけれども、この事業に限らず、ほかの

公共施設の事業もそうだと思いますけれども、起債を起こして実施するようになりますので、最も有効な起債を活用するように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 町長。

○町長（馬淵昌也君） 補足させていただきますが、GSSセンターが、裏山があって、崖地というんでしょうか、そういう土砂崩れの危険性があるということで、私どものほうで今計画を立てまして、あそこの裏山を削って、その危険性を除去するというので、今、既に進めております。ですので、近年中に今のご懸念は払拭できるというふうに考えます。

具体的なことは総務課長のほうが、お答えができるかと思います。

○議長（鵜沢清永君） 諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまのGSSの裏の崖の関係ですが、本年度補正予算で本年度測量等の予算をご承認いただいたところでございます。今後、地質調査等を行った中で、裏山の改良をどういうふうにするのか、単純に土砂の撤去だけでいいのか、また吹きつけ等、そういったような工法になるのかはちょっと今後検討ということで、来年に設計、それから令和7年度には事業着手ぐらいを整備するというようなところで、今現在進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） もう一点資料があります。これは隣の村の議員さんから資料を頂いたんですが、今年9月15日に事務連絡が来ています。文科省の官房文教施設企画・防災部施設助成課というところから出ていますね。公立学校施設における空調設備の整備及び断熱性確保について、こういう題目でエアコンをどんどん入れてくれと。そして3分の1、2分の1、そういう補助もありますよという内容で来ています。こういう事務連絡を見ていますか。もし見ていなかったら、これを使ってさらに生徒のための事業をやってもらいたい。そういうことを要求します。

次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 公共施設整備の順位の再検討をお願いします。

今、私はこの間、給食の状況を実は視察しました。それで、特に一宮の小学校の給食は非常に環境がよくないので、そこを重点的に見たほうがいいよというアドバイスがありましたので、ちょうどお昼ちょっと前、11時ちょっと過ぎに、その給食室の状況を外からガラス越しに見ていました。それで、見ていて何か物足りないと思っていたら、あそこはご飯を自分のところで炊いていないと。よそから炊いたやつを運んできて生徒に配っている、そういう内容でした。

そして、給食仕事終わってから、また再度行きまして説明を受けました。中に入れてもらったんですが、ここにやはり空調がないんですね。空調がないところに、夏の猛暑になったら、中の仕事をしている方が果たして熱中症にならないで仕事できるのかなという、非常に不安を持ったような状況でした。そして、東浪見小のほうに行きましたら、東浪見小にスポットクーラーが1台入っていました。それで、東浪見小の働いている方にお聞きしました。このスポットクーラーで効くんですか。効きますよ、結構助かります。そういう話をされていました。

だから、私が何を言いたいかといいますと、まず給食、これも非常に劣悪な環境で仕事をなさって、皆さんそれなりに頑張って、自分たちを犠牲にして働いてくださっているという状況がかいま見られました。これはやはり生徒の安全を考えたら、緊急に喫緊に対応しなきゃいけないんじゃないか、そういう思いがありましたので、こういう町民の方、あるいは関係者の方々の意見も出ていますので、事業の見直しを一度するべきじゃないかと。公民館が果たして優先なのか、そういうところからスタートしなければいけないんじゃないか。

そこで、こういうことには声が出ているんですが、町長はこういうことに対してどうしてお考えか説明を求めます。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 公共施設の整備順位の再検討をとのことでございますが、町の公共施設は給食施設に限らず、中央公民館や中学校、そしてG S Sセンターなども老朽化が進んでおり、財政状況等を勘案しながら計画的な整備が必要と認識をしております。

ご指摘のありました給食施設につきましては、老朽化による細かい不具合等はございますが、その都度修繕対応をしております。また、冷蔵庫や回転釜など各種備品についても状況を確認しながら、更新が必要なものは逐次買換え等を行っております。そして、学校給食を

作る際には、各校の栄養士や調理員が衛生管理や児童生徒のアレルギー対応など細心の注意を払い、安全・安心な給食の提供がなされているところでございます。

一方、中央公民館は一部で耐震に問題があり、さらに空調設備が軒並み故障し、現在稼働しているのはロビーと講義室、和室と調理室のみとなっており、利用者の皆さんに大変なご不便をおかけしている状況でございます。

こうしたことから、今年の3月に今後の公共施設の整備計画の見直し案を議員の皆様にお示ししたとおりであり、現在、中央公民館を第一に整備していくものと判断をしております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 町の見解はそういうことだということをお聞きしました。しかし、多くの方がそういう見解じゃないでしょうという方も結構いらっしゃるので、やはりこういうことは見直しして、よりよい方法でやっていくべきじゃないかな。あるいは、その交付金についても、いろんなものを組合せするともっと利用しやすいような補助金、交付金がある。そこまでやはり検討して、こういう事業というのはやるべきだ。例えば給食センターをつくる。あるいは今後小中一貫校をやるとか、そういう総合的な考えの下に、じゃ、このところにこうしたらいいかと、そういう考えにも波及するべきではないか、そういうことを私は申し上げています。だから、もう一度町として見直し、専門家なども交えた、そういう見直しの場を設けたらどうかということを私は提案しております。それに対してどうでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 一応町のほうでは財政状況と、その都度状況等の変化、また各種補助金とかそういったものにつきましても、いろいろな情報をいただいた中で見直しを図り、その都度必要な際には、また見直しを図っていくということは考えておりますが、専門的な委員会等の設置については、今の現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 給食室と公民館とどちらが緊急性が高いかということについては、私

どもも公共施設、老朽化したものに対する今後の対応というふうなものの原案をつくるときに随分実地調査と、それから議論を積み重ねた次第であります。ですので、漫然とこれを決めたということでは全くないわけでありまして。私どもが給食施設について、当初、実は給食施設を先にやろうという考えもございました。しかし、公民館も非常に老朽化が進んでいる。そういう中でどちらも緊急性があるという中で、最終的に庁舎内で十分な議論をした結果が、3月に皆様にお示しした計画案だということなのです。

私が現在、給食室を公民館よりも、その次に位置していくかということ、私がそういう判断をした根拠ですけれども、実はこの給食室は毎年、これは専門の立場から、県でしたか、検査が行われます。そして、たくさんの項目がありまして評価がなされます。当初、私はもっと評価が低いかと思っておりました、実はね。ところがかなり評価が高くて、極めて具合が悪いのはほとんどないんです。それがまず一つ、私は事実認定として専門の見地からご覧いただくところで、かなりの評価をいただいているという事実を、これは3校の給食室ともにそうであります。これがまず1つ、私にとっては認識を形成する根拠になりました。

さらに、現場を踏査しまして、問題点をいろいろ現場の調理士の皆様から直接聞き取りまして、機械などの状況も見せていただきました。その中で私が感じたのは、全体として確かにもう手狭でエアコンも効いていないということがあって非常に状況が悪いんですが、その中で調理員の皆様の士気が非常に高く、その中で工夫をして、この状況の中で最善の調理ができるようにということで努力をしていただく。そこで、そういう直接のお話を聞きながら、いかがですかと伺ったときに、自分たちの力でいましばらく支えられるということをお話をいただいたものですから、私は皆様の士気の高さに大変安心をいただいたという次第であります。

ただ、随時故障が起こります。そこで、そういった機器や設備を取り替えて、今、取りかかっていると。そういったことに、環境の維持を図っているということでもあります。どちらも危急が迫っているわけですが、公共施設で、これは津波ではないんですけれども、風災害のときに避難所として皆さんをお迎えするところが、地震の耐震性の薄いところがある。これは以前、藤乗議員から何度も一般質問でもご指摘をいただいたところで、町は早急に手当てをすべきであるというご意見をいただきました。

私どもは、そのことはやはり非常に町民の皆様、これは大橋議員が再三おっしゃっていることなんですけれども、安心・安全をお守りするということからすると、非常にこれは看過できない。これが役場の職員のかかなり強い、複数の職員の諸君から私のほうに寄せられた意見

でございました。

さらに空調が、ここにも書いてあるんですけども、決定的にいけない。さらには、ご存じのとおりご高齢の方のご使用が多いんですけども、バリアフリーも確保されていない。そういう中で、今後、ここを町民の活動拠点としてこれからも維持していくのには、もう応急処置では、こちらは、給食室はまだ応急処置で何とか数年いける。公民館はもう応急処置では進めないという判断をしまして、公民館を先にしようということで3月に皆様にお諮りをしたと。私どもの案を提示させていただいたということでもあります。

どちらも緊急性があるということについては、私どもも認識しておりますので、できる限り、実は公民館を早く終えて給食室へ進みたいということで、私ども10月に皆様に、通常であれば必ず行う手続の住民の皆様にお入りいただいていたの公民館の改修についての検討委員会、これをスキップする案を提示させていただいたわけですが、それは皆様から正しくないというご指摘をいただきましたので、既にそこは私どものほうで全面的に撤回させていただいて改めさせていただきました。

そういうことで、私どもとしてはすぐ後に給食の施設の改修が迫っていると。そういう認識で、しかしもう応急処置では間に合わないという、そういうことで、今、公民館を先に据えているということですので、私どものご意見に賛同いただけるかどうかは、またこれはお任せしますけれども、根拠を持って私ども判断させていただいているということをお答え差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今、町のほうの見解で事業を検討しましたということですが、ちょっと偏った考え方で見解を出しているのもっと広い有意義な展開で事業を進めるべきと私は思っておりますので、ぜひ総合的にもう一度見直しするような委員会を立ち上げて、全体的な政策をやっていくべきだと、そういうことを私はお願いして、これで終わります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時です。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 私のほうから、1点質問させていただきます。

職員のフルネーム対策について。

自治体の職員はフルネームの名札をつけることが当たり前のようになっています。また、町のホームページにも幹部職員の顔写真プラス名前が掲載されている。

近年、このフルネーム情報を基に、SNS上に名前をさすだけでなく、住所や家族を特定し誹謗中傷の書き込みやストーカー被害を起こすことなどが報告されているとよく聞きます。このようなSNS上の誹謗中傷は、一度拡散してしまうと全てを削除することは困難と言われております。

このような問題に対応する手段として、名字だけにするとか廃止するなど、対策を行う企業や自治体が増えているようであります。職員が安心して仕事を行える環境をつくることも町民サービスの向上につながることであり、年度内に検討し、来年度から何らかの対策を行うべきと考えるが、町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、川城議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、職員の名札の表示についてですが、現在職員が着用している名札には所属名と職名及び氏名が記載されており、氏名には振り仮名を付してございます。このほかに、デザインとして町章及び町キャラクター「一宮いっちゃん」も印字されております。名札を着用し、当者を明確にすることで、住民などの職員に対する信頼を高め安心感を与えると同時に、職員一人一人が職務に対する責任を認識することにつながるように、町では氏名をフルネームで記載してきました。

しかしながら、ご指摘のとおり、近年、名札に記載されている情報を基にSNSやインターネット上で、職員本人やその家族を特定した誹謗中傷やストーカー等の犯罪などに悪用されることが社会問題になりつつあります。職員が安心して業務を行えるように名札の記載を名字のみにしても、先ほど申し上げた目的は達成できると考えますので、年度の切替えである来年4月から平仮名表記で名字のみを記載するとともに、社会のグローバル化に合わせて、ローマ字表記を付した名札に改めてまいります。

次に、町ホームページにおける幹部職員の顔写真と氏名の掲載ですが、平成25年度から町ホームページ上で幹部職員を紹介しております。これは、幹部職員を公人として紹介したものであり、町行政をより身近に感じ親しみをさせていただくため、顔写真と氏名のほかに業務内容の紹介や仕事に向かう姿勢、考え方等のメッセージを添えているものでございます。

今後はご指摘の点も踏まえ、氏名を名字のみにするなどの対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 検討ありがとうございます。

しかし、私は名札を変えただけで全てが解決するとは考えていませんが、先ほどの質問でも言いましたが、デジタルタトゥーは被害が出た後では、誰が責任を取れば済むというものではないことから、ホームページ上の顔写真プラス氏名についても、名札同様に何らかの対策を来年度から実施していただきたく、改めて町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員の再質問にお答えを申し上げます。

ホームページ上の幹部職員の紹介の顔写真プラス氏名についても何らかの対策を実施すべきではないかというご質問にお答えを差し上げたく存じます。

ホームページ上の幹部職員の紹介につきましては、幹部の課長以上の職員につきましては公人としての立場というものがあると、一宮町役場の中核として公人の責務を重く担うという側面がございますので、私の認識といたしましては、ここに出してあります氏名プラス顔写真といったもの全てが個人情報と扱うことが難しいと考えております。

私といたしましては、現在のところでは、先ほど総務課長のほうからの答弁でも申し上げたとおりなんでございますけれども、町行政を皆様により身近に感じ親しみを持っていただくために続けてまいりたいと思っております。その中で何らかの対策をとということでございますが、私どもといたしましてはまずは、今はフルネームで出しておりますが、名字表記にするなど少しずつ変えながら、状況を見て改善を図っていきたいと考える次第でございます。以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） このホームページ上の顔写真プラス氏名ですけれども、近隣の長生郡市のホームページ、また隣のいすみ市などを見ても掲載はありません。顔写真プラス氏名の組合せは個人情報です。つまり、今の時代、明らかに個人情報保護法違反でしょう。時代の変化に対応するためにも、必ず対策を取るべきだと思います。名札と同時に実施していただく、再度、町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 今し方の再質問への答弁を差し上げる中で申し上げたんですけれども、課長以上の幹部職員については公人としての側面もあるということございまして、私の認識では、ネット上での最低限の紹介というものは、役場の公的な情報の公開という面で積極的な意義も認められると考えております。

実は先般、ある、これは国の出先機関でございましたが、「市町村セミナー」という雑誌ですか、ちょっと今、私、名前を正確なものを思い出せなくて申し訳ないんですけれども、ある雑誌、公的な会報の雑誌でございますけれども、そのインタビューをいただきましたときに、一宮町の試みについては情報公開ということで評価できるんじゃないかという、そうしたコメントもいただいたところでございます。そういう認識も一方であるんですけれども、しかしやはり川城議員のおっしゃるとおり、こういうことから役場の職員のほうへ何か不利益が被るということでは、それはあってはいけないことだというふうに思います。

私といたしましては、まずは現在の形で姓だけの記載にするなど、ちょっと変更を加えながら、状況の変化がこれからもあると思います。だからそこを見定めた上で、この公と私の間で適切な対応というものを継続的に模索していきたいというふうに考える次第であります。

1つには私が今考えるところでは、今後は本人の同意を経てということもあり得るか。

そうしますと、いや、要りませんという方のほうが多くなるかもしれませんが、そういうあたりも考えて進めればと思うところでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。本日は大きく2つの質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず1問目、国際交流について質問をさせていただきます。

コロナ禍前まで実施されていた中学生を対象としたオーストラリアでの研修が、コロナ禍で中止となり、その後再開されることなく、事実上終了となったというふうに伺いました。語学はもちろんですが、海外の文化に直接触れることができるプログラムであり、終了というのは非常に残念に思います。コロナ禍での中断、物価高騰や円安といった経済状況もあり、再開するにはたくさんの課題があることは理解をしますけれども、終了というのは国際化の時代に逆行する動きであり、また子供たちに機会をつくることは我々大人の使命であると思いますので、今後、同様のプログラムの再開に向けて検討をお願いしたいと思います。

さて、中止となった代替手段として都内での語学研修が実施されたとのことですが、よりリアルな交流の機会を提供することで、子供たちの国際理解や外国語に対する興味関心を強くすることができると思います。

そこで、こちらから海外へ行くことが難しいのであれば、海外からお子さんを町で受け入れて、児童生徒同士の交流の場を設けることはできないでしょうか。具体的には、海外の学校の教育旅行の一環として町の学校を訪問してもらったり、ホームステイをしてもらったりして児童生徒とのリアルな交流の場を設けることなどが考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、宇佐美議員の国際交流のご質問にお答えいたします。

中学生の海外派遣研修事業につきましては、平成25年度から一宮町、白子町、長生村3町村合同の中学生海外交流協議会の主催により実施してきたところですが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け中止となっております。そして今年度、3町村で今後の事業の在り方について協議を行った結果、同協議会は解散し各町村がそれぞれ独自の事業を展開することになりました。

当町におきましても、令和4年度、5年度に代替事業として、東京にあるグローバルゲートウェイで語学研修を実施したところであり、来年度につきましても同様に、国内の語学研修施設での実施を検討しているところでございます。

さて、宇佐美議員からの、海外のお子さんを町で受け入れて、児童生徒同士の交流の場を設けたらどうかのご提案ですが、ホームステイや学校の授業などを通じて、海外の学生と一宮町の児童生徒が交流することにより、お互いに外国語に対する意識向上や、異文化や多様性への理解にもつながりますので、非常に有効かつ学び多き取組になると考えております。

この事業を実現させるためには、町部局や学校と十分な議論が必要です。計画立案の段階から事業の目的、プログラムやイベントの内容、外国人の受入れ体制、海外の学校との調整方法などを検討し、そして予算の確保など多くのことを協議、決定していかなければなりません。このことから、現段階で、早急にこの事業を取り入れることは困難であると考えておりますが、小中学生のよりよい国際交流事業の方策の一つとして、今後の研究課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。一から町で始めることは、おっしゃるとおり様々な調整が必要であり時間もかかりますので、国や県などのプログラムの一部を町で受け入れるなど、スモールスタートでいいので、積極的な検討をお願いしたいと思います。

また、オンラインを活用した交流というものも考えられます。子供たちへの機会の提供を積極的に検討するようお願いいたします。

そこで、再質問させていただきます。先ほどは子供たちの国際交流について質問いたしましたが、町全体の国際交流について、これまでの経緯と今後の展望について教えてください。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の1点目の国際交流についての再質問にお答えします。

本町のこれまでの国際交流の経緯でございますが、グローバル化の進展及びオリンピックサーフィン競技開催地としての情報発信の取組として、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、平成29年8月から令和3年7月までアメリカから国際交流員として男性1人を任用し、在住外国人の交流をはじめ、来庁された外国人の通訳、英文による情報発信のほか英会話教室など、様々な形で協力をいただいております。町においてオリンピックサーフィン競技開催がこの上ない国際交流の機会として捉えておりましたが、無観客での開催となり、期待していた効果は得られませんでした。

このほか、千葉県国際交流事業として、台湾の高校生と商業職業学校の修学旅行生等をホームステイの受入れとして、平成29年度は32人、平成30年度は18人を町に登録されたホストファミリーの方々に迎えていただき、交流を図っております。

県では、新型コロナウイルスの影響でホームステイの受入れを一時停止しておりましたが、今後受入れが再開される見込みです。町においては一部のホストファミリーから引き続き登録をいただいております。

今後でございますが、日本全体の高齢化、人口減の中で、外国人ツーリストの来訪は、日本の観光業にとって重要な柱になると考えられ、本町においても国際交流を推進すべく、オリンピックサーフィン競技を開催した町としての知名度を生かしながら、観光、ビジネスなど経済的な側面の充実を図ると同時に、町民の皆様の国際交流に関する意識高揚や姉妹都市などの新たな事業展開も含め、これらに対する課題解決に向けて、近隣市町村や先進自治体を参考に検討してまいります。

加えまして、千葉県商工労働部観光誘致促進課などからの訪日教育旅行や学校交流の受入れの情報提供があれば、教育委員会を通して各学校へ照会を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。町全体として、海外の方を受け入れる機運が醸成されるようお願いいたします。

なお、以前受入れをしていたホームステイが再開される見込みということですが、そこで、ホームステイの内容をもう少し詳しく教えていただきたく、ホームステイの到着から出発までの大まかなプログラム内容をホストファミリー側が個々に実施するものなのか、町主催で実施するものなのかを含めて教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の国際交流に関する再々質問にお答えします。

ホームステイの受入れの到着から出発までの大まかなプログラム内容と実施主体を含めてのご質問でございますが、まず実施主体ですが、千葉県が実施する訪日教育旅行誘致事業に一宮町が受入れの登録を行います。町ではホストファミリーの募集を行い、受入れ体制を整えておきます。県から紹介される訪日教育旅行団体と町との受入れ条件が合致すると、ホームステイ受入れが実施されるものでありますことから、県と町の連携事業となります。

ホームステイの受入れの流れでございますが、受入れ当日の夕方に訪日教育旅行団体がバスで役場に到着すると、町とホストファミリーとで受入れ式を行います。式終了後、それぞれのホストファミリーがホームステイの受入れを行い、翌日の朝、役場に集合し出発式を行うといった内容となります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） じゃ、次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございました。要望があります。

以前の受入れの流れを聞くと、夕方到着して翌日の午前中には帰ってしまうということで、今後は滞在時間を長くし、そこに子供たちとの交流を含めることができないか、県の担当者とはよく協議することを要望して、国際交流に関する質問を終わりたいと思います。

続いて、大きな2つ目の質問に移ります。

役場下から海岸へ通じる道路に花壇が設置されていますが、現在は草刈りがされましたけれども、私がこの質問を提出した時点では手入れがされておらず、草が伸び放題の状態でありました。一部は道路側に草がせり出しており危険であったとともに、駅から海岸に通じる言わば町の顔となる道の花壇がこのような状態であるということは、町の品格にも関わるものと言わざるを得ません。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1つ目、花壇の管理者はどこなのでしょう。

2つ目、手入れができていなかった理由は何でしょうか。

また、今後どのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の道路は県道で、管理は基本的には県になります。県では年に1度草刈りを行っていますが、道路交通に支障がある部分のみとなっていて、十分な管理にはなっていません。町でも今年4月に1度草刈りを行ったところではありますが、手入れ不足は否めません。今後は町で最低3回の草刈りを行い、良好な状態を維持してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。今後は草刈りの頻度を高めていただくということで、承知をいたしました。

しかしながら、定期的な草刈りだけですと、草花を配置して景観美化を図るという本来の花壇設置の目的が果たせていないというふうに思います。草刈りは必須のこととして、景観の観点から花壇の在り方、活用方法を再考したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 宇佐美議員の再質問にお答えします。

花壇の在り方、活用方法を再考とのご質問ですが、県道の花壇であり基本的には千葉県による整備が望まれます。今後、千葉県とも協議してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。管理者は県とのことですが、町のイメージに直結する部分ですので、町が積極的に関与し声を上げていくべきだというふうに思います。花壇に草を生やし、定期的に刈るだけという今の状態を早急に改善するよう要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

国政では政治と金をめぐるスキャンダルが連日テレビ、ラジオ等をにぎわせております。物価高騰と賃金や年金が減る中で国民は苦しんでいます。政治家、これは一体どこを見て政治を行っているのか、本当に嘆かわしい、そういう思いで、そしてまた怒りさえ湧いてまいります。本議会では、町民の中にある不安や、その声を中心に3点の質問をいたします。丁寧な回答をよろしくお願いいたします。

第1点目、マイナンバーカードとひもづけられる健康保険証の移行の問題であります。

6月議会で移行に伴うトラブルや懸念事項について質問をしましたが、その後の進捗状況やトラブル件数はどうでしょうか。

政府は、マイナンバーの総点検を原則11月末まで完了して、12月上旬のマイナンバー情報総点検本部が結果を公表する、こういうふうにしておりました。政府は、マイナンバーカード取得者向けの政府ポータルサイトで閲覧できる全ての事務を対象に、マイナンバーと個人情報とのひもづけが適切に行われているかどうか、これを確認。所得、あるいは個人住民税や児童手当の支給、障害者手帳、生活保護などの21の事務についてひもづけの方法、これが国の指定している手順と異なっていないか、こういったことを調査しておりました。332自治体と労働基準監督署1か所で個人データの洗い出しを行っておりました。

これとは別に、国民健康保険証のひもづけの点検を1,300以上の保険組合、これが実施しておりましたが、10月末現在でマイナンバーカードへのひもづけの誤り、この件数は健康保険証で8,544件、共済年金で119件、公金の受取口座で1,167件、障害者手帳13自治体、3,063件などなど多数に上っております。当町でも、マイナ保険証でのトラブル、医療機関側の読み取り機械の不具合、こういったことで一部トラブルが発生していたというふうなことも伺いました。

医療機関や薬局の窓口でマイナ保険証を使って保険資格を確認する、こういった利用者は10月で4.49%、ここにとどまっております。国民の不信感は払拭できていません。住民は紙の保険証で何の不都合も感じていない。こういった中でマイナ保険証への押しつけで移行する、こういったことが今行われております。残してほしい、こういう声が依然として強くあります。

岸田首相は8月4日の会見で、健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提、こうしてさらなる期間が必要と判断すれば必要な対応を行う、こういう見解を述べております。国の対応のその後の変化はどのようになっているのか伺いたいと思います。住民の多くが望んでいる紙の保険証を残してほしい、この声を国にも届けるべきだというふうに思いますが、この点での見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 畑場議員のご質問にお答えします。

その後の進捗状況は、マイナンバー総点検を、現在、国において原則として11月末まで実施し、12月に点検結果の公表が示されるとのことです。現在までに町において、健康保険証情報のひもづけ誤りについては確認されていません。また、トラブルにつきましても幸い問題等発生することなく、順調に運営している状態でございます。

保険証の扱いについては、国の方針として2024年、令和6年秋に健康保険証廃止後のマイナ保険証を持たない、オンライン資格確認ができない方には、資格確認書が必要となります。マイナ保険証を有しない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用としており、広く職権で交付する方針でございます。

資格確認書の有効期限に関しても、5年以内で各保険者が設定するように改めると、国の検討会にて公表されております。

こうしたマイナンバーカードと健康保険証の一体化は、利便性や医療の質の向上、業務の効率化のために必要と考え、国の施策の下、進めておりますので、制度の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） これは再質問ではございませんが、現在の進捗状況はまだ利用者が4%台、こういった中で進んでいて、これが物言わない国民はやはり使いづらい、今の紙の保険証で何ら問題が起きていない、こういったことの表れだというふうに思います。この声をぜひいろいろな会議等で上げていただきたい、このことを要望したいと思います。

次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（舩場博敏君） 2点目の質問は、東浪見小学校の校舎裏の管理の問題について伺います。

校舎北側の雑草など管理問題を決算の委員外質問で提出させていただきました。フェンス外側の水路の土手の草刈り、この管理は毎年、地元の農家組合で行っております。草刈り作業を行っておりますが、学校側からのつるとか木の枝、そしてまたフェンスに鳥が止まってふんをすることによっての雑木の発生などで、非常に荒れた状態が1年たたずにできてしまう。こういったことで、先日も農家組合総出で土手の草刈りと、すぐに草が生えてこないように防草シート、これを張る作業を行いました。

P T Aの皆さんも、毎年校庭の草刈り、こういったこともやっているかと思えますけれども、裏まではなかなか手が回っていない。こういう実態があるようであります。先日の作業時にも、フェンスの内側からの雑草とか、そういったつるとか、こういったものが出てきている中で、作業している組合員から、この中の管理をきちっとやってほしい、こういう要望が出ておりました。見るところ、やっぱり一定のお金もかかる問題だというふうに思いますので、この問題を質問で出させていただいて、ぜひきれいに管理をしていただきたい。この問題提起をしたわけでありまして。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

東浪見小学校校舎北側の管理につきまして、隣接している水路の管理で農家組合の皆様に変な迷惑をおかけしていることに、この場をお借りして深くおわび申し上げます。

東浪見小学校の植栽管理につきましては、樹木剪定を年6回、消毒作業を年1回実施しております。ご指摘のありました校舎北側の樹木につきましては、現在契約している植栽管理委託の予算の範囲内で対応するとともに、雑草などにつきましても学校で除草作業を行うなどして、近隣にご迷惑のかからないよう対処してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） どうもありがとうございます。草刈りは学校の先生がやってくれるみたいですが、先生も相当の過重労働が来ていますので、その辺はよく相談をしてやれるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

3点目に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（舩場博敏君） 3点目の質問は、町の中央公民館の改修、改築問題についてであります。

先ほどの特別委員会設置の議論でもありましたけれども、10月25日に町より中央公民館の大規模改修、この説明会があったけれども、なぜかそのとき違和感が残りました。老朽化は以前から言われていて、その問題は認識をしていたわけでありましてけれども、進め方が急性過ぎるのではないかなという感じを強く受けて、それが違和感じゃないかなというふうに感じた次第であります。

以前示された公共施設改修に伴う財政計画、3月に示されたけれども、この問題では、そのときの説明で公民館の改修、ぜひその中で図書館機能、あるいは児童館機能、こういったものを持たせたい、こういう説明がされておりました。基本理念とか基本構想、これがないために、受け取ったそれぞれが、防災機能が欲しいとか、文化交流のできる施設にしてほしいとか、発表会などができるホールが欲しいとか、喫茶コーナーが欲しい、静かに勉強できるスペースが欲しい、様々な声が上がってまいります。

先進事例を見ると、中央公民館の理念、建設基本構想、基本計画があり、その段階から住

民の声を聞き、できるもの、そしてできないもの、工夫するもの、こういったことを出しながら練り上げていく、こういう取組をしております。当町の建設基本計画、基本構想、基本計画はあるのでしょうか。そこから示していただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、畑場議員の中央公民館の建設基本構想、基本計画はあるのかとのご質問についてお答えいたします。

基本構想、基本計画の作成過程につきましては、畑場議員のおっしゃるとおり、町民の意見を反映した形で策定するものと考えております。10月25日の議員説明会でお示した既存施設のリフォームプラス増築案で進めた場合のスケジュールでは、町民アンケートの結果を踏まえた上で基本構想、基本計画の素案を作成し、その後、住民説明会、パブリックコメントを経て修正を加え、そして社会教育委員、教育委員、議会に最終報告して今年度中に完成という流れを想定しておりましたが、議員説明会でのご意見を踏まえ、現在、検討委員会の設置に向け準備を進めているところでございますので、このスケジュールは遅れざるを得ないというふうに考えております。

この検討委員会では、議論の結果を最終的に報告書にまとめて提出していただき、これを基に町が基本構想、基本計画の素案を作成するという流れになりますので、素案が完成次第、議員の皆様にご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） どうもありがとうございました。先ほどの大橋議員の質問にもありましたけれども、町民を入れての建設検討委員会、この設置をするということで、この問題でまだ検討段階だということですが、人選は、案はあるのか。どこの部署で何人ぐらい出すのかとか、あるいはどの程度の規模の委員会にしていくのか。また、期日はどのくらいに考えているのか、このスケジュールも含めて今分かっている範囲で教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの検討委員会のスケジュール、人選規模、あと期日ですかね。こういったものがどこまで決まっているのかということですがけれども、現在のところ、こういった方を選任するか、事務方としての案は持っておりますけれども、まだ内部での、内部って町の中ですね、まだ協議が済んでおらないというような状況です。規模もそうですね。期日、こういったスケジュール感でやるのかということも含めてです。かつ検討委員会を設置するためにこういった手順を踏まえてチェックするかということも、まだ整理している段階ですので、そちらの整理ができ次第、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 非常に何かゆっくりしているなという気がいたします。急いでやる必要があるから25日に提案されたんだと思いますけれども、その後、もう1か月以上たっていると。急いで内部協議をして立派なものを造っていけるように、議会も一緒に行動したいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私は1問ですので、これをお願いいたします。

町のコミュニティ・スクール、これは学校運営協議会制度の導入についてでございます。

学校運営協議会の導入は、教育委員会の設置努力義務があることから質問させていただきます。

文科省は、学校運営や、それに必要な支援に関する協議を行う機関として、コミュニティ・スクールの導入を示し、県・市町村に推進しました。町はこれに伴って導入を検討され

ているのか伺います。また、検討されていないのであれば、今後の課題として取り上げられるのか伺います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、袴田議員のコミュニティ・スクール導入に関するご質問についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入された制度のことで、学校に学校運営協議会を設置し、教育委員会から任命された保護者や地域住民、学識経験者などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みのことです。また、平成29年3月の法改正において、学校運営協議会の設置は教育委員会の努力義務とされております。

ご質問の当町のコミュニティ・スクールの導入状況でございますが、東浪見小学校では令和4年度から導入しております。また、一宮小学校及び一宮中学校につきましても、令和6年度に導入する予定でございます。

また、円滑な組織づくり及び運営のため、明日13日には千葉県教育委員会の協力の下、講師をお招きし、教育委員会職員及び各校の管理職や教務等を対象としたコミュニティ・スクール研修会を開催いたします。

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育が不可欠と言われております。学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民などの意見を学校運営に反映させながら、今後も継続的・持続的に地域と共にある特色ある学校づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問させてください。

1点目が、東浪見小学校では令和4年度から導入されているとのことですが、学校運営やそれに必要な支援に関する協議を行う運営委員にはどのような人を任命しているのでしょうか

か。また、今後、令和6年度には、一宮小学校、一宮中学校に学校運営協議会を導入予定と
していますが、委員の任命はどのようにしていくのか伺います。

2点目は、学校からの要望があるのか、それをお聞きしたいと思います。

3点目は、各団体がこの協議会にどのような形で参画されていくのでしょうか。それを教
えていただきたいと思います。

3点お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の委員の構成についてですけれども、東浪見小学校では地域住民、保護者か
ら1人、学校運営に資する活動を行う者から1人、学識経験者から1人、そして東浪見小学
校の校長、教頭の合計5人の構成としております。

令和6年度に協議会を設置する一宮小学校と一宮中学校につきましても、基本的には同様
の構成になってくると思いますが、各学校の実情が異なってきますので、学校と十分協議し
た上で選任してまいります。

2点目の学校運営協議会からの意見についてですけれども、東浪見小学校で令和4年度に
協議会の中で議論されたものとして、不良遊具の撤去、更新や全面芝生化されたグ
ラウンドの管理についてご意見があり、教育委員会として、それぞれ令和5年度予
算に計上して対応したところでございます。

3点目ですけれども、3点目は地域学校協働活動推進員がどのような形で学校運営協議会
に参画しているかというご質問でよろしいですかね。3点目の地域学校協働活動推進員につ
いてですけれども、この推進員は社会教育法第9条の中で、教育委員会は地域学校協働活動
の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱
意と見識を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができるものとされて
いるものです。そして、学校運営協議会と地域をつなぐコーディネーターとしての役割も期
待されております。

今後、学校運営協議会を運営していく中で、地域学校協働活動推進員がどのような形で参
画するのが効果的なのか、十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

9番、袴田君。

○9番（袴田 忍君） この地域学校共同体、地域の人たちも教育に参加をするという中では、今後やはり期待を寄せなくちゃいけないところに、放課後等における学習支援、体験活動、そしてまた学校における授業補助であったり、校内清掃であったり、登下校の対応であったり、そういった学校における活動、そして地域を活性化させる活動など、かなり盛りだくさんの項目が入っております。やはり私はこのコミュニティ・スクール、地域学校共同体の東浪見小はできているということなんですが、やはり一宮小、一宮中にも設置していただいて、よりよい教育体制をつくっていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

私は大きく2つの質問がありますので、1つずつ質問させていただきたいと思います。

まず1つ、町の子育て支援策について。

今回は特に乳幼児のお子さんを対象とした支援について伺います。

①国の施策である幼児教育・保育の無償化において、本町での満3歳児の対応は。

②各こども園の幼稚部の申込数の推移及び受入れ枠は適切か。

③在宅育児支援として、今後、新しい取組をしていく考えはありますでしょうか。

以上3点です。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の当町での満3歳児の対応についてでございますが、令和元年10月からの幼

児教育・保育の無償化に伴い、当町では国の制度にのっとった対応をしております。

まず、3歳児につきましては、保育所と幼稚園で対応が異なります。保育所の無償化の対象は満3歳になった翌年の4月1日からとなりますので、年度の途中で満3歳に達しても年度末まで保育料は無償となりません。

幼稚園は満3歳から入園できますので、年度途中で満3歳に達し入園した際は無償化の対象となります。当町でも、満3歳に達し、町外の幼稚園に入園する児童には国の基準に基づいた対応をしております。

続きまして、2点目の各こども園の幼稚部の申込数の推移及び受入れ枠についてですが、町内には東浪見こども園と一宮どろんこ保育園の2つのこども園があります。どちらの幼稚部も定員の枠内で保育の必要のない児童を受け入れております。近年の入園数ですが、東浪見こども園は定員15人に対して今年度11月末現在15人、令和4年度11人、令和3年度11人と定員内となっております。一宮どろんこ保育園は、定員20人のところ、今年度11月末現在14人、令和4年度8人、令和3年度11人と、こちらも定員の枠内の利用となっておりますので、受入れ枠については適切であると考えております。

最後に、3点目の在宅育児支援の取組についてでございます。

現在、在宅育児支援として、保育施設での一時保育や子育て相談、親子の交流を目的としたイベントの開催や園庭開放、保健センターの遊びの広場の開放や保育士による出前保育などを行っています。これからも既存の事業のさらなる周知と充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再質問いたします。

①こども園の幼稚部における3歳児の対応についてはどうか伺います。

②第2子、第3子と検討中であれば、保育所に預けるために無理して就職するというより、今は家族のために時間を使いたいといったニーズに沿えるよう、年度ごとにばらつきは生じますが、幼稚部の枠はできるだけ柔軟に運用してもらえるよう望みます。これも一つの少子化対策であり、一宮町というすばらしい自然豊かな環境の下、伸び伸びとした子育てをしたいという考えで移住されてきた子育て世帯にとって重要なポイントでもあります。こども園との円滑な連携を図っていただきたいと思います。実情はいかがでしょうか。

③住民の皆さんによる主体的な子育て支援への取組、具体的には子育てサークル、子育て支援団体へのサポートはどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、藤井議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のこども園の幼稚部における3歳児の対応についてですが、当町のこども園は保育所型のこども園ですので、保育所と同様の対応となります。

続きまして、2点目のこども園の幼稚部の受入れ枠についてですが、現在もこども園と連携して柔軟に対応しております。今後も保護者のニーズに沿えるよう努めてまいります。

そして、3点目の子育てサークル、子育て支援団体へのサポートについてですが、共助の精神を持った子育てサークル等の活動は大変意義のあるものと考えております。まずは子育てサークル、子育て支援団体の方々と意見交換し、行政としてできるサポートを検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問はございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再々質問いたします。

行政、民間等の様々な子育て世帯に向けたアンケートの中で、理想とする子供の数は平均すると2を超えております。また、きょうだいの年齢差は二、三歳でと考える世帯が50%を超えることを考えますと、ゼロから3歳における子育て支援対策がいかに重要であるかということが分かります。安心して子を産み育てられるまちなのかどうかは、子育て世帯から移住先として選んでもらえるかどうかでもあります。少子化対策として有効な施策となる在宅育児支援、町長はどうお考えか、見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問は終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再々質問にお答えを差し上げます。

在宅育児支援について町長としてどのように捉えているかというご質問をいただきました。

私は、これは以前の答弁で申し上げたんですけれども、子供さんを育てていくということは、既にこれは個々のご家族の自己責任と考えるべきことじゃなくて、社会全体で一緒に取り組むべきことであると強く思っております。そういう中で、在宅でお子様を育てていらっしゃる方への行政の支援というものも非常に重要なものだというふうに考えている次第であります。

その上で、一宮町でもう既に、先ほど小柳課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、幾つかの在宅育児で子供さん育てていらっしゃる方、ご支援のメニューを用意していますけれども、さらに当事者の方々のニーズを的確に捉えさせていただいて、それを前提に実行可能で最も効果のある施策、そうしたものを私どものほうでつくって、そこから入っていきたいというふうに考えております。さらにメニューを増やしていきたいと思っております。

今年度、子育ての支援計画を策定中であります。そこでのニーズ調査の結果などを踏まえて、私どもの認識を形成して、先行する諸自治体での実践もよく調べて、優良例に学びながら、本町としてのプランを皆様のお心に届く形でつくっていければというふうに思う次第であります。これは一時的にやるべきことではなくて、系統的に長い時間をかけて一つのシステムとしてつくっていくべきものだというふうに考えておりますので、長い取組として行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

では、質問の2つ目、世界サーフィン保護区申請について伺います。

最新のサーフィン関連ニュースやサーフカルチャーを発信するメディア「THE SURF NEWS」の2023年11月5日のコラムで、一宮町が世界サーフィン保護区申請への記載がありました。現在の状況と、これまでの経緯について伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、藤井議員の2点目の世界サーフィン保護区申請に

ついてのご質問にお答えします。

世界サーフィン保護区は、2009年にサーフエコシステムの保護に専念する様々な組織と連携して活動する国際的な非営利団体、Save The WavesとISA、国際サーフィン連盟などの協力を得て立ち上げた認定活動でございます。英語でWorld Surfing Reserves、略してWSRと言います。簡単に申し上げますと、世界中の優れた波や、そのエリアと周辺環境、文化、経済や地域的要素を保護し、将来につなげることを目的に世界遺産を認定している国連機関、ユネスコのサーフィン版のようなものでございます。

現在認定されているのは、アメリカのマリブ、オーストラリアのマンリー、ポルトガルのエリセイラなど世界の12か国で、日本を含めアジアで認定された地域はまだございません。

この認定を受けることで、環境保護意識の向上、観光の促進、地域コミュニティの発展、国際サーフ連盟からの各種サーフィン大会への誘致、支援などが考えられます。また、本町のクオリティアップにより、関係人口の創出にも寄与すると考えております。

さて、町ではご存じのとおり、令和4年3月に策定しました一宮町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、オリンピックレガシーとしてのサーフォノミクスの拡大を目標に、世界サーフィン保護区認定を5年間における具体的な取組策として掲げております。

現在の状況とこれまでの経緯でございますが、昨年度になります、本取組に賛同していただける有志2名の方と企画広報課で、今後の活動の展開や展望について打合せを行うところからスタートいたしました。そして、活動を本格化していくために、本年7月に釣ヶ崎海岸で開催いたしました一宮サーフィンフェスティバルの際に、サーフィン保護区申請に向けた取組に賛同していただくための周知活動を行ったところでございます。

また、その後、9月には一宮の海の未来を考える意見交換会において、町の総合戦略への位置づけなどについてPRを行いました。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

では、今後について伺います。今後はどのように進めていくお考えかお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、今後についての再質問にお答えいたします。

サーフィン保護区認定は、サーフィン関係者だけに限ったことではありません。町内には海に通じた自然豊かな環境がたくさん存在しています。そして、私たちはこの自然から多くの恩恵を受けております。今後の活動としましては、サーフィン関係者だけではなく町の歴史、文化、海、山、川、森、里、農業など町の自然と関わりある関係団体のキーパーソンなどを集め、母体設立を目標に取り組んでいく予定です。

今後の本格的な活動については、町民の皆さんへ広報紙やホームページなどにより随時お知らせするとともに、併せて賛同の醸成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再々質問いたします。

世界サーフィン保護区の認定を受けるということは、サーフィンのみならず一宮町の豊かな自然環境における里山との循環、植物、生物の多様性、ウミガメの産卵場所でもあり、また古くから地引き網等の郷土文化や、海水浴場や避暑地として親しまれ、そして何より上総十二社祭りの祭事も行われている歴史ある一宮の海を、魅力を、その背景にあるストーリーを国内外に広く認知していただくよい機会と捉えています。コロナ禍でなかなか進まなかった案件ですが、ようやく認定に向けて動き出したことは喜ばしく思います。協力して下さる有志の方々との関係性を大事にしながら、丁寧に住民の皆様への説明と理解を深めて進めていただければと思います。

馬淵町長が就任前にも公約として掲げられていたことですので、強い思いがとおりだと思います。今後の展望など町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再々質問にお答えを申し上げます。

私、今、藤井議員が、世界サーフィン保護区、World Surfing Reservesに、もし認定を受けた場合、これがこの一宮の多様な面で優れたところをたくさん持っている、そうした優れた海、これをさらに皆様にも知っていただき、また、それを地元として守り増進していく、

そういう推進力になるのではないかというふうにおっしゃっていただいた、まさしく私もそのように感じております。

今後は、先ほど渡邊課長からも答弁申し上げたんですけれども、まず大事なことは、外からの認定をいただくことへたどり着くのはまず一つ大事ですけれども、確かにそれだけの、サーフィンもそうですけれども、歴史、文化、自然、経済、全てにわたって優れていると、そういったことを確かに世界的レベルで守るべき海だよというふうに、Save The Waves Coalitionというところなんですけれども、そこから認めていただいたとして、それが自主的に私ども、住民がそういう気持ちで、それを本当に大事なものと思って、みんなで守っていこうと、そういう機運がどれだけ地元で醸成されるか、これが一番大事だと思っています。それがあって、外から来られる方もやはり一宮の海は特別なところで、大事にしていかなきゃいけないというふうに敬意を持って一宮を訪れていただけるのではないかと思います。

そういう意味で、この一宮の海を中心とした歴史、文化、自然、そして経済、こういったもののトータルに優れていること、これを一宮の皆様で改めて認識していただいて、そしてそれを一宮町の住民としての誇り、シビックプライドというものにつなげていっていただく、そうしたことを多くの方々に、このWorld Surfing Reservesについてまず認識していただいて、一緒に加わっていただくことで、徐々にそういったものを町でつくっていくことを目指していきたいというふうに思っています。

そこまで行くと、申請して、もし認められなかったとしたら、どこがいけないんだ、どういうふうにしたらいいんだろう、それも皆さんで大きなうねりになって、一つの形が見えてくると思いますし、もし認定をいただけた場合は、これを劣化させちゃいけないということで、皆様の強いお気持ちとともに、実効性のある維持、増進のプランがつくられていくと思います。そうしたことを目指していきたいというふうに思っています。

私が就任前に実は世界の海の状況、あるいはサーフィンの状況に大変詳しい友人から、このWorld Surfing Reservesのことを聞きまして、ここは世界で、非常にサーフィンというのが表に出ているけれども、それだけじゃなくて、今申し上げたような様々な面でトータルに優れた海を検証して、そしてそれを地域の皆さん、あるいは外部の皆さん、みんなの力で守り増進していくというものだから、一宮にこそふさわしいよというふうに、馬淵さん、これ挑戦してみたらどうだろうというふうなことを、ご意見をいただいたんです。私はこのホームページを読ませていただいて、サーフィンだけじゃなくて、本当に議員がおっしゃられた

ような優れた一宮にあるもの、こういったものをトータルに評価して、それを守り、増進していくということに推進力を与えるという、そういうふうな認定システムだなと思って、これは町のためにぜひ進めたいというふうに思った次第です。

ただ、議員もおっしゃられましたとおり、私も登板した後、様々なコロナをはじめいろんな要因がありまして、この件はあまり前へ出せなかったんですけども、今回コロナもだんだん終息に近づきつつある中で、第2次総合戦略の中へ盛り込ませていただいた次第でございます。

そういったことで、今後は広い共鳴板をつくって、実効性のある形で、これにアプライしていければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、13番、小関義明君の一般質問を行います。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 2点ほど質問がございますが、別々でお願い申し上げます。

まず、1点目ですが、带状疱疹ワクチン接種の補助について伺います。

近年、日本国内で带状疱疹発症率が増加傾向にあるとのテレビ報道などがされておりました。带状疱疹の発症予防と重症化リスクを抑え、住民の費用負担を軽減するため、50歳以上の方を対象としたワクチン任意予防接種費用の一部助成を既に開始している市町村も見受けられます。新しいワクチンは発症予防効果が圧倒的に長く続くとのことですが、2回接種する必要があり費用が高額なことから、家庭への負担が大きく接種するかどうか悩んでいる住民が多いと聞いております。町では今後、ワクチン接種の補助を検討する考えがあるのかを伺います。お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、小関議員のご質問にお答えいたします。

昨今のテレビCMなどにより認知度が高まっている带状疱疹ワクチンではありますが、その接種は50歳以上の方を対象とした任意のものであり、費用は全額自己負担となっております。

また、議員お話しのとおり、2020年に新たに承認されたワクチンは予防効果が高く、接種希望者は増加傾向にあります。2回接種が必要で1回につき2万円程度かかるため、当事者の費用負担は非常に大きくなっております。

こうした中、国の厚生科学審議会では、带状疱疹ワクチン接種を公費負担がある予防接種法上の定期接種とする方向で検討を進めており、現在は治療とワクチン接種との費用対効果の検証などを行っていると同っております。

一方で、独自の経済支援策として、国の検討結果を待つことなく費用の助成を開始する自治体は増えておりますので、町といたしましても、現在、費用の助成について慎重に検討を進めているところです。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 再質問はございませんが、近隣市町村では長生村、いすみ市、勝浦市などが一部補助制度を導入しているというふうに聞いております。当町でも今後ワクチン接種の補助を検討するとのことですので、できるだけ早い実現を期待して質問を終わります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○13番（小関義明君） 続きまして、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

馬淵町長におかれましては、2期8年目の任期も終盤を迎えようとしておりますが、2期目は新型コロナウイルス感染症の対応や2020年東京オリンピックの開催など記憶に残る2期4年であり、町長として数々のご苦勞があったことと存じます。しかし、その一方で一部の町民からは、馬淵町長の2期8年で掲げた公約の実現が目に見えてこないという声も聞かれます。政治家は任期の間、どれだけ公約を実現したかが問われると思います。

そこで、改めて次のことをお伺いします。

1つ目、2期目の任期を来年5月に終えるに当たり、今まで町のために行ってきた政策と、2期8年にわたり積み重ねてきた実績を町長としてどのように評価しているのか。

2点目、今までを振り返り、やり残したことがあれば、任期の残り少ない中、今後どのようにしていくつもりなのか。

3点目、もし3期目出馬の意思があるのなら、町の将来のあるべき姿をどのように描いているのかを再度確認させていただき、それに向かってどのような4年間にしようと考えているのか、以上3点をお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小関議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1つ目、今まで私が約7年半にわたって町長の任を務めさせていただいたわけですが、その間の仕事について自らどう評価しているかということに、まずお答えを申し上げます。

就任させていただいて以来、私といたしましては、子育て、教育の充実、防災力の向上、これが大きな柱、この2つを目指しながら農業の再構築、また観光の振興、こうした地場産業を盛り上げること、これが一宮町の今後の成長、発展にとって核心的に重要だと考えまして、そのための各種の施策を行ってまいりました。

また、それらの施策の展開に必要なベーシックな構造としての道路をはじめとするインフラの整備、これも並行して進めるべく努力をしてまいりました。特に1期目後半から2期目にかけては、新型コロナウイルスの来襲という未曾有の事態の出来を前提にいたしまして、その脅威に対して町民の皆様のお命の安全を守るという、自治体としての責務をいかに果たすか、これを柱に町政を行ってまいりました。

ワクチンの接種などでは郡市内でも最速で準備を進めまして、これはスタッフの努力のたまものでありますけれども、町民の皆様のご期待にお応えすべく努力をしてまいった次第であります。同時に、これも1期目当初から2期目にかけての継続的な課題として、東京オリンピックのサーフィン競技の開催、これを成功させなくてはならないということで、各種の施策を行ってきたところでございます。

具体的には、JRの上総一ノ宮駅東口の開設、駅前観光施設の設営、釣ヶ崎海岸広場のステラ釣ヶ崎設営など各種の事業を行ってまいりました。現在、一宮町にはオリンピックの効果ともいえるべき、住宅、店舗、宿泊施設の著しい増加が見られます。また、人口も維持されているわけでございます。こうしたことから、外房では一宮町は最も活気のある町の一つとなっているところであります。

町の財政状況も、もちろん大いに余裕があるとは言えませんが、おおむね

順調良好に推移してまいっております。

こうした中で、現在、私ども鋭意取り組んでいる課題といたしましては、中央ポンプ場をはじめとする排水機場、あるいは農業集落排水施設、そして先程来、議員の皆様からご質問もいただいております、また議会での特別委員会の設置のご提案もございました中央公民館、そして各学校の給食施設、こうしたものを代表とする老朽化した公共施設の更新事業、こうしたものがございます。これらについてはそれぞれ膨大な財政支出が必要です。そしてその前提として、精度の高い財政シミュレーションが必要であります。これらの試算、そしてまた財政のシミュレーション、こうしたものは従来、その法的な必要もなく、体系的に取り組まれたことはなかったわけであります。そうした中で私としては、これは非常に大きな責務であると捉えまして、財政シミュレーションの正確なるものの作成と、それを前提とした公共施設の改修計画、こうしたものを重点的に作成してまいったわけがございます。これを皆様へまた差し上げ、ご意見を頂戴しているということであります。現在はこの計画に沿って、この改修の事業を行いつつあるところであります。

この中で、既に中央ポンプ場につきましては、数年にわたって補修を実施しまして、劣化していた機能を大分回復してきております。しかし、教育委員会管理下の諸施設については、これから本格的改修に入るということになります。

こうした全体的な、これまでの私の皆様とご一緒にまいりました、この歩みを振り返りまして、私の自分自身の評価といたしましては、自分に対する評価といたしましては、現在の町の置かれている時代的要請に対して、それをおおむね的確に捉えて対応を行ってきたものと、自らでは認識しているところであります。課題に対する応答レベルでいえば、自分としては、80点は頂戴できるものではないかと考えておる次第であります。

しかし、議員もご指摘のとおり、その実績をどなたにも皮膚感覚で直ちに実感していただくというレベルには達していない。まだ道半ばであると判断している次第であります。これが1つ目のこれまでの歩みについての自己評価についてのご質問へのお答えでございます。

2つ目、今までを振り返り、やり残したことがあれば、これからの任期の、短い任期でございますけれども、半年ほどのその中でどういうふうに対応していくかのご質問にお答えを差し上げます。

公共施設の改修計画、今、重点的に取り組んでいるものでございますけれども、そのあらまは作成し、また議員の皆様にもご案内差し上げた次第ですが、特に教育委員会所管の諸施設については、専門業者の皆様をお願いしている日常的管理のところもございしますが、建

物そのもの、施設そのものについては、ふだんから専門業者の方に見ていただくという形にはなっておりません。そこで、実際の老朽化具合、あるいは改修のために必要な費用見積りなどは、私どものスタッフで類似の事案などを勘案しながら、実際に見聞しながら、ざっくりとした見通しで立てざるを得ないというところでもあります。

2期目の任期の終了に向けて実際に必要な費用、それをにらんでの老朽化の程度、そうしたものについての認識の精度を上げて、依拠できる改修計画を見通していかななくては行けないというふうに今考えているところでございます。

そしてまた、申し上げました子育て・教育の充実、防災力の向上、農業、観光といった地場産業の振興、インフラ整備、いずれもさらに継続してレベルアップを図っていく必要がある。半年ほどでございますけれども、その間も意識して、こうした事業を取り組んでいこうと考えているところでございます。

3つ目、もし3期目に挑戦するとすれば、どのような展望を考えながら、その事業に当たっていく考えがあるのか、その3つ目のご質問にお答えを申し上げたく存じます。

来る5月の審判におきましては、私、再度、挑戦者として名のりを上げさせていただきまして、現状に対する、これまで1、2とお答え申し上げてまいりましたが、こうした認識を踏まえまして、現在の一宮町をめぐる明るい文脈、これをさらに強化し、一方で抱えている課題、これは積年の課題があるわけでございますけれども、この解決を図るためのさらなる奮闘を行っていききたいと、そのように考えております。

特に、昨年まとめさせていただきました町の2期目の総合戦略、ここの中にまとめた各種施策の系統的な実行を通じて、一宮町がどなたからも、今、一宮町にお住みの皆様は住み続けたい、外でこれから新しく住むところを探している皆様には、住みたい町として長く多くの皆様に愛される町、それを目指して私も精いっぱい努力を傾注させていただければというふうに考えている次第であります。

また、その全プロセスを通じまして、我が町は全国的な人口減の中で人口を維持している稀有な自治体であります。その一方で、サイズも小さく面積も比較的小さい、そうした意味では、住民と住民との距離が非常に近い自治体であります。ここの中で、私は自覚的に、住民の皆様の自治体行政への積極的協働の形、議会の皆様は住民の皆様の代表として私どもに最も高いレベル、最も深いレベルでのご審査をいただくわけですけれども、それを補う形での住民の皆様の自治体行政への協働の形を具体化する試み、そうしたものを様々に模索していきまして、住民の皆様と共に歩む一宮町、これを実現し、そして住民の皆様の町への帰属

意識、この町に住んでよかった、生きていてよかった、そのようにお感じいただくお気持ちのレベルのアップに努めていきたいと、そのように考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 13番、小関です。

再質問はございませんけれども、町長のご答弁ですと、引き続き3期目に出馬するとのことですので、ご健闘をお祈りいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（鵜沢清永君） 以上で小関義明君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで、会議再開後1時間30分程度経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時45分です。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時45分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 続いて、日程第7、承認第1号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、承認第1号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明させていただきます。

議案つづりの1ページをご覧くださいと思います。

本承認案件につきましては、台風13号の接近に伴う災害対応経費となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年9月25日付で専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、今回議会の承認を求めるものでございます。

次の2ページをご覧ください。

令和5年度一宮町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,670万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からご説明いたしますが、説明は右側の説明欄によりご説明させていただきます。

初めに、8款消防費の災害対応費105万1,000円でございますが、これは台風当日の現場対応職員や避難所2か所開設に伴う職員の人件費49名分及び茂原市や長南町へのごみの搬出などの災害応援派遣職員の人件費5名分、合わせて103万9,000円と、避難時の毛布クリーニング代1万2,000円になります。

次に、10款災害復旧費の土木関係災害復旧事業148万5,000円につきましては、町道1-2号線、これは細田堰のところですが、路肩の決壊の復旧に要する補助災害の査定を受けるため用地測量を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前のページ、7ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の専決処分の財源につきましては、全額21款の繰越金253万6,000円で賄うものとなっております。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、承認第1号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 続いて、日程第8、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本件は、令和5年第3回議会定例会において決算審査特別委員会に審査の付託をしております。閉会中の継続審査に付託されました決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、小安博之君。

○決算審査特別委員長(小安博之君) それでは、報告いたします。

令和5年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された令和4年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を、次のように審査いたしましたので報告いたします。

1、審査日時、会期、現場踏査。

第1日目の審査は、11月7日火曜日の午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3か所について、午前9時25分から午前10時5分まで現場踏査を実施いたしました。1つ目、一宮中学校屋上防水工事、2つ目、ステラ釣ヶ崎農産物販売機設置委託料、3つ目、釣ヶ崎海岸モニュメント制作設置工事、以上の3か所であります。

その後、午前10時半から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を都市環境課、住民課、税務課、福祉健康課の順に行い、午後4時5分に散会いたしました。

第2日目の11月8日水曜日は午前9時から、産業観光課、農業委員会、企画広報課、総務課、子育て支援課、教育課の順で審査を行い、午後4時20分にて全ての審査を終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

昨年は議員改選の年であり、委員会付託せず本会議で審議し採決を行ったため、要望事項

はありませんでした。

3、審査の状況。

審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、収入未済額はいかなる理由によるものなのか、前年度と比較して著しい増減はないか、予算が適正に執行され、最少の経費で最大の効果を上げているものか、不用額の大きなものはどのような理由によるものなのか、限られた財源を有効に活用し、積極的に住民ニーズに応えたものであるかなど注目しながら審査を進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答並びに委員外質問に対する回答は別紙のとおりであります。

また、質疑後の討論については、一般会計ほか4特別会計ともありませんでした。

最初に、認定の第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は55億7,564万8,416円で対前年9.1%減となっており、歳出は54億4,316万218円で対前年7.1%減であります。増減の主な要因として、歳入は町税が増加したものの、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策において国の交付金が減少したほか、地方交付税、町債などが減少したことによるものです。

一方、歳出は、公共施設整備基金への積立てなどの増加があるものの、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業や中央ポンプ場整備事業などの減少に加え、財政調整基金への積立てが減少したことによるものです。

また、審査では各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、収入は15億4,053万6,323円で対前年0.1%増となっており、歳出は14億3,603万7,099円で対前年0.9%減であります。

年度末の加入状況については1,972世帯、3,120人が加入しており、町全体の割合では世帯数で35%、被保険者数で25.4%の加入率でした。また、医療給付費の総額は9億6,721万765円で、前年度に比べ237万7,414円の減となっており、保健事業については特定健康診査受診者は減ったものの、人間ドックの利用状況は前年度に比べ、人間ドック、脳ドックともに増えている状況とのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。歳入は10億7,717万251円で対前年1.2%減となっており、歳出は10億4,279万4,701円で対前年2.7%減であります。

被保険者数の状況は、65歳以上の第1号被保険者数は3,995人で昨年度末より6人の減となっており、総人口1万2,302人に対する高齢化率は32.47%、対前年0.16ポイントの増でありました。また、支える側である40歳から64歳の第2号被保険者は4,330人で、46人の増となりましたが、増加傾向にある保険給付費を少しでも抑制できるよう、今後も予防事業を積極的に実施していくとのことでありました。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億8,582万7,424円で対前年9.0%増となっており、歳出は1億8,525万7,919円で対前年8.6%増であります。主な要因として、歳入の保険料が1億4,133万200円、対前年1,161万2,000円の増となり、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金が1億7,612万2,281円で、被保険者数の増加により対前年1,257万1,515円の増とのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は9,235万3,176円で対前年14.2%減となっており、歳出は7,756万543円で対前年26.7%減であります。減額の主な要因は、令和5年3月末をもって特別会計を締め公営企業会計に移行したため、3月までに支払いが完了できない経費等が令和5年度支払いとなり、決算上、昨年より減額となったものとのことでした。

審査では、産業観光課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりであります。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して、次のとおり1点の要望がありました。

1、現在、学童保育は定員に達している状況で、職員数の確保も難しいことからこれ以上の受入れができないとの話である。それらの改善について検討、努力されることを要望する。

令和5年12月12日、決算審査特別委員会委員長、小安博之。一宮町議会議長、鵜沢清永様。

○議長（鵜沢清永君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、別冊で審議中に出された質疑応答が詳細に掲載されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略して、直ちに討論、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、質疑を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの討論及び採決に入ります。

初めに、日程第8、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症のパンデミックがなかなか収束を見せない中で、1年過ぎた時期でありました。物価高騰の中、国費による低所得者世帯への1世帯5万円の給付、新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種で7,000万強、18歳までの医療費の助成などは続けておりましたが、各種イベントなどが前年度に引き続き、軒並み中止せざるを得ない、そういう状態でありました。

その中でも幾つかの町や市では、学校給食の完全無償化に踏み出したところも生まれてまいりました。町民の暮らしの疲弊に対して少しでも町は助ける、こういうような取組、これが求められていたわけでありますが、事業は継続事業が中心で基金残高を4億4,500万円増やして31億4,390万円としました。財政調整基金だけを見ても、1億2,700万ため込んで13億

7,400万、このような状態になりました。

一般会計予算が調定額で56億7,600万ですから24%、今日の貯金を持っていることになり
ます。国の一般会計、一般的な指標で見ても、基準財政需要額、これに対する基金の割合、
これは5%から10%程度と言われております。もっと町民のために使うべき、このような内
容であったわけでありませぬ。

一例を挙げますと、近年の異常気象の下で暑い夏が学校給食の現場を襲って、劣悪な状態
で調理員さんたち頑張ってきました。一般質問の中でも出ておりましたけれども、そういう
実態を伺いました。蒸し風呂の中での仕事であった。空調がない、こういった状況の中で職
員も非常に大変な思いをしたわけでありませぬけれども、特に、食中毒を出すのではないか、
このような心配をしているそうでありました。事故を起こしてからでは間に合わない、こ
ういう調理員さんの努力があったわけでありませぬ。

しかも、この調理員さんを見てもみますと、全員が会計年度任用職員、どうもお金の使い
方がどこか間違っているんじゃないか、このような感想を持ったわけでありませぬ。大いなる反
省を求めて反対をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませぬか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 日程第8、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認
定について賛成の立場から討論いたします。

今回の決算を見ますと、歳入の町税は景気の緩やかな回復もあり15億円を超える状況の中、
徴収等にも尽力され徴収率は年々向上しています。また、当初取崩し予定であった財政調整
基金も、財源確保の努力により取り崩さずに済むなど、努力の結果がこうした数字に現れて
いるものと思ひます。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、物価高騰に対する経済支援や子育
て世帯等への給付金の支給、災害に備えた地域防災計画書の改定、中央ポンプ場や長生第2
排水機場の改修など、町民生活を支え安全・安心に暮らせるための各種事業が展開されてい
ます。こうしたことから、私は十分評価に値するものと判断し、本決算に賛成するものです。

なお、今後も公共施設の老朽化等による大規模事業が見込まれているようですので、財源
をしっかり確保し、財政運営に無理が生じないよう計画的に進められますようお願ひ申し上
げ、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第9、認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算については構造的な問題を抱えた会計であり、同時に国民皆保険の制度としては、町民の生活と命、そして健康、暮らしに直接影響を与える大切な制度であり、その執行が求められておりました。加えて、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で、税の軽減措置は待たなしの課題でもありました。国への国庫負担増額の要望、この運動はもちろんでありますけれども、一般会計からの地方消費税交付金を財源として法定外繰入れを行い、減税の措置を実施すべきでありました。これは次年度以降にも続く問題として改善を求めて、反対をいたします。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はございませんか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、令和4年度末において、一宮町全体の35%の世帯が加入しており、国民皆保険制度の下、誰もが安心して暮らせるよう重要な役割を果たしています。しかしながら、加入者の所得水準が低く、年齢構成が高いゆえに医療費の支出が多いなど、制度の構造的な

問題も抱えており、平成30年度より財政基盤の強化を図るため運営の主体が県へ移行したという経緯があります。

こうした中、町では国民健康保険事業の健全な運営を確保するため個別相談などを行い、国税の収納率向上に尽力しています。また、特定健診・特定保健指導、人間ドックの助成など、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理、意識向上に役立つよう事業に取り組み、医療費の削減に努めています。結果、今年度は基金積立金1,300万を確保しても、形式収支額、実質単年度収支は黒字となり、税率の引下げも実施できました。

以上の理由により、本特別会計は大変厳しい状況の中でも適正かつ健全に運営されたと判断し、賛成いたします。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第10、認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての反対の立場からの討論を行います。

介護保険計画と、これは第8期のちょうど中間年度として運営されてきたわけでありましてけれども、本制度は発足当初から、どんどんその質が低下してきております。介護保険で適用されていた老健施設などへの入所したときの食費、居住費、これに関する負担軽減制度、補足給付と言いますけれども、この助成枠が狭められてきた問題、一定の世帯所得で線を引

いて1割から2割負担にされた問題。施設入所の方々の多床室、この有料化の動き、加えて特別養護老人ホームの待機者、これが以前と変わらずに減っていない、こういう問題、これは施設不足ということでありますけれども、現状にそのままであります。介護利用者の声なき声を取り上げ、さらなる制度改善、これをつなげていかなければならない。こういう立場から改善を求めて反対をいたします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませんか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 認定について賛成の立場で討論いたします。

令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年度であり、在宅サービスの提供や介護予防の推進に取り組み、滞りなく事業が遂行できたものと考えます。

令和4年度末、一宮町の高齢化率は32.47%となっており、今後も社会保障費の急激な増加が見込まれております。このような状況下でも、要介護認定率は第8期介護保険事業計画の推計値を下回り、長生管内で最も低い値であり、保険給付費もまた推計値よりも、より大きく抑制されたものとなっております。これは、町が精力的に取り組んでいるけんこう運動教室や介護予防推進員の皆さんによる出張介護予防教室など、有効かつ実効的な事業の成果と言えます。

また、町独自の事業として総合事業による通所型サービスにつきましても、介護認定者数や保険給付費の抑制に大きく寄与しているものと考えられます。高齢者になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、健康寿命の延伸を地域でサポートする体制づくりに取り組み結果を出していることは、大変高く評価いたします。

決算書には数字しか書いていませんが、その数字の裏には職員による当事者のニーズや現状の把握、お一人お一人に寄り添った適切な支援、住民の皆さんとの信頼関係に基づく各団体、関係者との連携や取組が見てとれます。

よって、本会計が適切かつ健全に運営された結果であると判断し、この稀有な結果にご尽力いただいた職員、関係各位に称賛と感謝の言葉を添え、本決算に賛成いたします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第11、認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定についての反対の立場からの討論を行います。

本制度は平成20年から始まり、国民を年齢で区切り高齢者を強制的に別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける制度であります。審議も県一本の広域連合で行い、医療環境も経済環境も違う中、保険料など一律で決定されるという不合理さを持っています。もっと高齢者が大切にされるよう、本制度への国庫負担を抜本的に増額するか、差別と負担増を生まない制度に改善すべきであります。

これらの改善要求を強く求めて反対をいたします。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、賛成の立場で討論します。

令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について賛成の立場で討論いたします。

本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体であり、町は保険料の徴収のほか各種申請、届出の受付や納付相談等の窓口業務を行っています。広域化されているため、県内地域差なく保険料の平準化がなされています。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、今後医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち国・県・市町村が負担する公費が約5割、現役世代の支援金が約4割と、高齢者の医療を国民全体で支えていく中、令和4年10月1日より窓口負担割合が変更となりました。それにより、被保険者の約20%の方が1割から2割となったことで、外来受診において月3,000円までの配慮措置があるとはいえ、負担が重く感じるかもしれません。

ですが、現役世代の負担を抑え全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の構築は、国民皆保険を未来につないでいくために必要な措置であると考えます。本会計は、法律に基づき町が行うべき業務に関連した予算を経理するための特別会計であり、これからも高齢者が安心して医療を受けられるよう配慮された健全かつ適切な決算と判断し、賛成いたします。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第12、認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第13、議案第1号 一宮町迷惑防止条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案第1号 一宮町迷惑防止条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの14ページをお願いいたします。

近年、モラルの低下や相互扶助意識、助け合いの希薄化など、従来では一般的なルールやマナーとして考えられていたことについて、行政に関与を求められることが増加しております。また、ここ数年、宿泊施設や民泊事業者の増加などにより、騒音、ごみの不法投棄など、地域住民の生活や自然環境に悪影響を与えるような問題も顕在化してきている状況です。

これらを踏まえ、町民、事業者、滞在者等、滞在者等とは観光旅行者、通勤・通学、その他町内に滞在する者などを言いますが、マナーを遵守し意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とし、新たに条例を制定するものでございます。

条例の主な内容ですが、町、町民、事業者、滞在者等、それぞれが果たすべき責務を規定することにより、他人への迷惑行為に注意を払い、地域住民との理解と協力を得ることにより、住みやすいまちづくりを構築するものでございます。しかし、その責務を怠り、生活環境を損なうような騒音、振動、悪臭、静寂を害する行為など、近隣住民との関係性を悪化させるおそれのあるものについて、住民などが注意を促すためのよりどころとなるよう、指導、勧告、立入調査の後、なお改善されない場合には違反事実の公表など一定の措置を講ずることを定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） この条例で、第17条で、この施行に関して必要な事項は規則で定めるとなっていますが、この規則はどんなものか。それが分からないと判断できなくなりますね。

お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 今のご質問ですが、条例施行規則の内容でございます。

施行規則の内容といたしましては、第1条が趣旨、第2条につきましては、指導又は勧告書の様式並びに履行期限を規定してございます。第3条で措置命令の報告書の様式並びに履行期限を規定してございます。第4条では立入調査証明書の様式を規定してございます。

規則の内容は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 具体的な数字とか、そういうものについてはないということですか。

例えば騒音が何ホンとか何デシベルとか、そういうのが。

○議長（鶴沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 迷惑防止条例施行規則の中にはございません。振動、騒音等についての規制基準につきましては、町の環境保全条例及び施行規則で定められておりまして、そちらで対応いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町迷惑防止条例の制定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第14、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 議案つづりの19ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

こちらは第21条に第3項を追加するもので、出産予定日、または出産日が属する月の前月から4か月間、双子や3つ子については6か月間の所得割額と均等割額を減額するための規定を新たに設けるものでございます。

また、低所得者世帯に対しては7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、こちらの対象の取扱いといたしいたしましても、さらに減額されることとなります。

20ページをお願いします。

下段、第22条の3では、出産被保険者に係る届出の条文の追加でございます。

なお、この措置に係る費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で公費負担することになっております。

附則でございますが、施行期日及び適用区分を定めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 21ページの上のほうなんですけれども、個人番号が出てくるんですけども、これがない人は適用されないということなんですか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

住民課長。

○住民課長（目良正巳君） そういうことではございません。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わります。よろしいですか。

ほかに質疑よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第15、議案第3号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、議案第3号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてご説明申し上げます。

議案つづり22ページをよろしく申し上げます。

令和2年度から進めております中央ポンプ場の大規模改修における令和5年度事業のうち、ポンプ長寿命化工事、耐水化工事として、本年6月20日付で千葉県下水道公社と締結した委託協定の入札後の差金精算を行い、令和5年11月9日付で変更仮協定を締結しています。この変更内容について議会の議決をいただき、本協定とするものでございます。

変更内容は協定金額の減額で、変更前が1億5,820万円、変更後1億2,220万円、3,600万円の減額になります。

簡単ですが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第16、議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明させていただきます。

議案つづりの23、24ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本件の和解の相手の方でございますけれども、千葉市在住の男性でございます。

本件につきましては、令和5年6月22日の昼前頃、一宮海岸南側有料駐車場を利用した際に、駐車場から砂浜につながるコンクリートの階段で足を滑らせ転倒し、腰への打撲と、持っていたサーフボードを破損したものでございます。

本件事故は、駐車場に設置されたシャワー施設の排水により発生した藻が原因となり転倒したことから、当該施設の管理が不十分であったことにより発生した事故として、町が相手方に損害賠償を支払うことにより和解しようとするものでございます。

損害賠償の額でございますが、修理費、そして治療費、慰謝料を合わせまして合計で3万2,510円でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これは管理不行き届きということで賠償問題になっているんですけども、道路の脇の側溝とか、そういうのは該当すると思うんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 今回、相手方が訴訟、要するに賠償責任をされる理由としては、シャワーでの排水の藻によって滑って転んだと。そのために管理が不行き届きだというところの賠償責任となっております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 例えば道路に穴が空いていて、そこに落っこってけがをしたとか、そういうのも賠償になっちゃうと思うんですけども、その辺は大丈夫ですかとお聞きしているんです。

○議長（鵜沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） そういう懸念も当然ございますが、ないように努めてまいります。

○議長（鵜沢清永君） ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第17、議案第5号 令和5年度一宮町一般会計補正予算(第4次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第5号 令和5年度一宮町一般会計補正予算(第4次) 議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの27ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度一宮町の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,123万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,793万9,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、34、35ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からご説明いたしますが、説明は右側の説明欄により主なものをご説明させていただきます。

初めに、上から3項目め、庁舎維持管理費の修繕料につきましては、庁舎1階空調機の室外機が頻繁に運転停止を繰り返しているため、部品の交換及びオーバーホールで45万8,000

円と、社会福祉協議会の流し台の劣化に伴う交換10万円、合わせて55万8,000円を追加するものです。

次に、2つほど飛ばさせていただきまして、ふるさと応援事業30万2,000円につきましては、新たなポータルサイト、JRE MALLを追加し、利用者の増加を狙うもので、関連する諸経費といたしまして返礼品の報償費9万円、通信運搬費6万1,000円、収納代行事務委託として3万3,000円、ポータルサイトの使用料等で9万8,000円、積立金として2万円でございます。これにつきましては、令和6年3月利用開始を目指すため、1か月分の経費となっております。

次に、1つ飛ばしまして、防犯灯整備事業91万7,000円につきましては、耐用年数を迎えるため修繕料が大幅に増加したものでございます。

次に、2つほど飛ばさせていただきまして、一番下のところですが、低所得世帯支援金給付事業、追加分といたしまして1億430万円、これにつきましては物価高騰による経済対策の一環として、夏以降1世帯当たり3万円を給付したところでございますが、今回追加で7万円を支給するものでございます。内訳といたしまして、職員手当等は職員の時間外手当60万円、報償費は封入作業員等の報償15万9,000円、需用費につきましては事務用品等の消耗品40万8,000円と封筒の印刷代4万4,000円、役務費につきましては郵送料として48万円と銀行振込手数料で15万9,000円、次のページになりますが、委託料は給付金事務支援委託で165万円、負担金補助及び交付金につきましては、低所得世帯の支援金1,440世帯分で1億80万円でございます。

次に、2つほど飛ばさせていただきまして、戸籍事務費の443万3,000円につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍及び戸籍附票に氏名の振り仮名の記載が法制化されたことによるシステム改修委託費でございます。

次の千葉県議会議員選挙費47万1,000円につきましては、委託金の精算による返還金でございます。

次に、1つ飛ばさせていただきまして、自立支援事業33万円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステムの改修委託料でございます。

1つ飛ばしまして、障害児支援事業805万2,000円につきましては、コロナが緩和されてまいりましたので、放課後デイサービスや児童発達支援の利用件数が増加したため追加するものでございます。

次の老人保護措置事業45万円につきましては、老人ホーム入所者1名が障害者相当とみな

され、障害者加算が増えたことによるものでございます。

次の後期高齢者健康診査事業46万7,000円につきましては、集団健診の受診者増加によるものでございます。

次の39ページをお願いいたします。

2項目めの保育委託事業1,063万6,000円の減額につきましては、愛光保育園入所者数の減により1,146万8,000円の減額と、管外保育で2名の方が増えたことにより83万2,000円を追加するものでございます。

次の子ども・子育て支援対策事業2,567万9,000円につきましては、東浪見こども園や一宮どろんこ保育園などの入所者数の増加による施設型給付費の追加となっております。

次に、1つ飛ばしまして、ひとり親家庭等支援事業医療費助成148万5,000円につきましては、医療機関を受診された方が増えたことによるものでございます。

次の保育所運営費の児童賄費64万8,000円の減額につきましては、一宮保育所入所者数の減によるものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業341万8,000円につきましては、前年度の事業費精算による国への返還金となります。

次の子ども医療費助成事業771万円につきましては、通院や調剤など受診者の増加によるものでございます。

その下の高校生等医療費助成事業85万9,000円につきましても、通院や調剤など受診者の増加による追加となっております。

次に、2つほど飛ばさせていただきまして、有害鳥獣対策事業の有害鳥獣駆除謝礼163万円につきましては、新たに2名の方が捕獲者として登録をされ、イノシシやキョンなどの捕獲頭数が増加したものでございます。

その次の湛水防除事業の農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金70万4,000円につきましては、湛水防除施設のエネルギー価格高騰分の7割を国が支援してくれるもので、一宮川地区湛水防除施設管理運営協議会へ補助するものとなっております。

次に、41ページをお願いいたします。

上から5項目め、少し飛ばさせていただきますが、海岸有料駐車場の運営事業43万6,000円につきましては海岸利用者の増加によるもので、仮設トイレのくみ取り手数料35万7,000円と浄化槽維持管理費の7万9,000円の追加となっております。

1つ飛ばしまして、用地管理事務運営費の用地測量委託126万6,000円につきましては、道

路の一部が民地へ越境していることが判明いたしましたので、用地買収に向け測量、分筆登記等を委託するものでございます。

次の災害対策事業74万1,000円につきましては、公用車の燃料代4,000円と津波避難対策の一つとして、海岸利用者への広報をドローンで行った場合の実証実験委託73万7,000円となります。

次に、43ページをお願いいたします。

東浪見小学校給食事業47万6,000円につきましては、回転釜の修繕料21万1,000円と、第3子以降の給食費無償化対象者の増加による補助金26万5,000円でございます。

その次が、一宮小学校管理運営事業55万7,000円につきましては、南校舎1階の漏電修理28万3,000円とサーキュレーター等の購入で27万4,000円を追加するものでございます。

次の一宮小学校給食事業66万3,000円につきましては、給食室の網戸修繕と食器乾燥機の漏電修理で28万7,000円、18節の学校給食費補助金37万6,000円につきましては、第3子以降の給食費無償化対象者の増加によるものでございます。

次に、3つほど飛ばさせていただきます、中学校の学校管理運営事業136万3,000円のうち修繕料81万6,000円につきましては、消防設備の点検で、煙感知器の不良、非常放送設備の屋外スピーカーの不良、誘導灯のバッテリーの寿命などが指摘されたため修理するものと、受水槽タービンのポンプ改修でございます。

11節役務費の手数料につきましては、受水槽の臨時点検手数料9,000円となっております。

17節備品購入費53万8,000円は、新年度入学生徒数の増加により、机・椅子等に不足が生じるため購入するものでございます。

次の学校給食事業42万7,000円につきましては、新年度の生徒数増加に対応するため、給食用食器類の不足を補充購入する経費27万6,000円と、18節の学校給食費補助金15万1,000円につきましては、第3子以降の給食費無償化対象者の増加によるものとなっております。

次に、45ページをお願いします。

公民館管理運営事業39万円につきましては、燃料費の不足が見込まれることから8,000円の追加と、公民館ロビーのガラスにひびが入り危険なことから修繕料38万2,000円を追加するものでございます。

次に、2つ飛ばしまして、GSSセンター管理運営費119万7,000円のうち、10節の光熱水費17万3,000円につきましては、中学校のプール授業で熱中症防止のため水温を一定に保つため水の入替えが多くなり、水道料が増えたものでございます。

12節委託料につきましては、消防設備点検で指摘のあった非常放送設備更新委託88万1,000円でございます。

17節備品購入費14万3,000円につきましては、アリーナ内の時計が小さく見えづらいとのことから大きなものに変更し、併せて防球ガード等を購入するものでございます。

次の土木関係災害復旧費5,000万円につきましては、9月8日台風13号の影響による大雨で発生いたしました土砂崩れや路肩崩落等の復旧工事29か所分となっております。

歳出の主なものにつきましては以上となります。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、33ページにお戻りいただきたいと思っております。

12款地方交付税につきましては、3,125万3,000円の追加でございます。

16款国庫支出金の社会福祉費負担金412万6,000円のうち、障害者医療負担金10万円は、医師から改善が見込めると判断されました障害者の育成医療給付費です。

障害児入所給付費等負担金402万6,000円につきましては、放課後デイサービスなど利用者の増加によるものでございます。

次の児童福祉費負担金652万8,000円ですが、東浪見こども園やどろんこ保育園の施設型給付費の国負担分となっております。

次の戸籍住民基本台帳費補助金469万7,000円につきましては、住民基本台帳システム、戸籍情報システム改修費の補助金でございます。

その次の総務管理費補助金1億430万円につきましては、地方創生事業の低所得世帯支援金給付事業の補助金でございます。

次の社会福祉費補助金16万5,000円につきましては、障害福祉サービスの報酬改定に係るシステム改修補助金となっております。

その次の保健衛生費補助金500万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種に係る医療従事者派遣補助が県から国に変更となったため組み替えるものでございます。

次の教育費補助金18万7,000円につきましては、サーキュレーター等の購入の補助金でございます。

次の17款県支出金の社会福祉費負担金206万3,000円につきましては、国の負担金でご説明いたしました障害者の育成医療給付と放課後デイサービスなど、障害児入所給付費等の県負担分となっております。

その次の児童福祉費負担金480万7,000円につきましては、東浪見こども園やどろんこ保育園の施設型給付費の県負担分355万円と、地方単独分の県補助125万7,000円でございます。

次の社会福祉費補助金74万2,000円につきましては、ひとり親家庭の医療費補助金となっております。

次の保健衛生費補助金337万7,000円の減額は、子ども医療費助成の県補助対象分162万3,000円と、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種に係る医療従事者派遣補助金の組替えによる減額500万円でございます。

次の農業費補助金151万9,000円につきましては、イノシシ等有害鳥獣の駆除に対する補助金81万5,000円と、湛水防除施設のエネルギー価格高騰分の補助金70万4,000円となっております。

次の教育費補助金39万5,000円につきましては、第3子以降の給食費無償化に対する県補助金でございます。

次の19款寄附金のふるさと応援寄附金30万円につきましては、新規ポータルサイト、J R E M A L L分の寄附金でございます。

次の地方創生応援税制等寄附金100万円につきましては、合同資源産業株式会社様から企業版ふるさと納税としてご寄附を頂いたものでございます。

次の小学校費寄附金13万9,000円につきましては、共和株式会社様より小学校の図書等の購入にご活用くださいとので14万円をご寄附いただいたものでございますが、当初、科目設置の1,000円がございましたので、補正額といたしましては13万9,000円となっております。

次の社会教育費寄附金19万9,000円につきましては、上総一宮ライオンズクラブ様より、青少年健全育成のためにと20万円のご寄附を頂いたものですが、こちらも当初予算で科目設置の1,000円がございましたので、補正額につきましては19万9,000円となっております。

次の21款繰越金につきましては、前年度繰越金4,763万7,000円の計上でございます。

次の22款諸収入の雑入44万1,000円の減額につきましては、保育所の入所児童数の減による食材料費の負担金43万2,000円の減額と、外国語指導助手アパート家賃の個人負担分9,000円の減額となっております。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第5号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第18、議案第6号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第6号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの52ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,844万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

58、59ページをお願いいたします。

説明欄の国民健康保険運営事務費でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の改正を行うため、システムを制度に対応した改修が必要であることから、予算措置をするものでございます。

続きまして、特定健診・特定保健指導事業の手数料は、慢性腎臓病予防事業受診結果報告手数料でございます。健診結果より対象者を21人抽出し、結果報告により専門医への受診の勧奨を行うものでございます。

続きまして、56、57ページをお願いいたします。

歳入でございますが、7款繰越金につきましては、不足する財源16万7,000円を前年度の繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第19、議案第7号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 議案第7号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの62ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,296万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

68、69ページをお願いいたします。

説明欄の保険料還付金は、死亡等により還付が発生したことによるため10万円を還付金として計上するものでございます。

66、67ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰越金につきましては、歳出分と同額の10万円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第7号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第20、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を差し上げます。

議案つづりの70ページをご覧くださいませ。

今回、同意をお願い申し上げたい方は、新浜区にお住まいの勝又泰雄さんであります。勝又さんにつきましては、平成27年2月2日から固定資産評価審査委員会委員を務めていただ

いております。今回4期目を引き続きお願いしたいと考えたものでございます。

選任の理由でございますが、勝又さんは現在、高い専門知識と豊富な経験が必要とされる不動産コンサルティングマスターとして、不動産取引事務を中心とした業務に従事しておられます。また、宅地建物取引士の資格を有しておられ、不動産価格等に見識が深いと判断されることから、固定資産評価審査委員会の委員に適任と考え、再度ご同意をお願い申し上げます。

任期は令和6年2月2日から3年間です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動など、プライバシーに関することや無礼な言葉を使用することのないよう十分注意してください。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、同意案第1号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。したがって、勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員会委員に同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時07分